

平成21年第5回防府市議会臨時会会議録

平成21年8月11日（火曜日）

議事日程

平成21年8月11日（火曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 市長行政報告
- 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 6 議案第61号 平成21年度防府市一般会計補正予算（第7号）
- 7 議案第62号 平成21年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 意見書第4号 豪雨災害の復興支援に関する意見書

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（27名）

1番	安藤二郎君	2番	斉藤旭君
3番	山田耕治君	4番	河杉憲二君
5番	山根祐二君	6番	土井章君
7番	松村学君	8番	大田雄二郎君
9番	木村一彦君	10番	横田和雄君
11番	田中敏靖君	12番	山本久江君
13番	田中健次君	14番	佐鹿博敏君
15番	弘中正俊君	16番	高砂朋子君
17番	今津誠一君	18番	青木明夫君
19番	重川恭年君	20番	伊藤央君
21番	原田洋介君	22番	三原昭治君
23番	藤本和久君	24番	久保玄爾君

25番 山下和明君
27番 行重延昭君

26番 中司実君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	松吉栄君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	岡本幸生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	村田信行君	監査委員事務局長	小野寺光雄君

事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

議長（行重 延昭君） 開会に先立ちまして、さきの豪雨災害により亡くなられた14名の方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

それでは、御起立ください。黙禱。

〔黙 禱〕

議長（行重 延昭君） お直りください。どうぞ、御着席お願いします。

午前10時 1分 開会

議長（行重 延昭君） ただいまから、平成21年第5回防府市議会臨時会を開会いたします。

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名を申し上げます。

3番、山田議員、4番、河杉議員、御兩名にお願い申し上げます。

申しおくれましたが、執行部におきまして、古谷選挙管理委員会事務局長が所用のため欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告を申し上げます。

会期の決定

議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

市長行政報告

議長（行重 延昭君） これより、市長行政報告を受けます。市長。

市長（松浦 正人君） 平成21年7月豪雨による被害の状況等について御報告申し上げます。

このたびの豪雨は、市制始まって以来の大災害をもたらし、14名の尊い生命を奪うとともに、家屋の全壊など、市民の皆様の財産に甚大な被害を及ぼしたものでございます。

まずもって、お亡くなりになられました方々の御冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様方に衷心よりお見舞い申し上げます。

豪雨による災害の発生から早くも20日余りが過ぎたところでございますが、この間、土石流によって被災された方々の捜索に当たって、大変御労苦をいただきました延べ2,300名余りの自衛隊員、警察官、消防団員などの皆様、さらに、県内外から駆けつけ、復旧に御尽力をいただいております多くのボランティアの皆様、激励のお言葉や心温まる支援物資、義援金をお寄せいただいております多くの皆様、心から感謝申し上げます。

また、今回の災害に関しまして、災害応急活動などに御尽力を賜っております議員各位をはじめ市民の皆様に対しまして、心から感謝し、厚く御礼を申し上げます。

さて、本市における今回の災害対策状況につきましては、被災当日、雨に対する災害に

備えるため、直ちに災害対策本部を設置し、電話で刻々と入ってくる災害の情報に対し、土木都市建設部及び産業振興部の各課職員を現場へ派遣し、懸命に対処していたところでございます。

しかしながら、午前8時から午前9時までの時間雨量が70.5ミリ、総雨量が約550ミリという、かつて経験したことのない、想像を絶する豪雨であったことから、結果として、このように大きく多大な被害が発生することとなりましたことは、まことに痛恨の極みでございます。

土石流による被害発生後は、直ちに被災地区に職員を派遣し、現地対策本部を設置して情報の収集に当たり、避難所を開設するとともに、移動手段の確保などの態勢が整ったところから、地区住民に対し避難所への避難勧告を行い、同時に、行方不明者の捜索のための自衛隊への人命救助の出動要請など、可能な限りの対策を講じ、懸命の努力を行ったところでございます。

避難勧告などの市の対応が後手に回ったという御指摘を受けておりますが、このことは真摯に受けとめ、今後の災害時の対応についての教訓といたしたいと存じます。

今回の豪雨と土石流によりまして、市内各所において土砂流入や浸水により多くの被害が生じており、現在、被災状況と被害額について取りまとめを行っているところでございますが、8月10日の時点で死者14名、負傷者20名、また、住宅の全壊30棟、半壊53棟、床上浸水76棟、床下浸水716棟となっており、これらのほか河川42カ所、道路87カ所、農業用施設114カ所、農地及び農作物285ヘクタール、林道28カ所、その他のものとして火葬場や市営墓地、さらには、文化財なども甚大な被害を被っており、現在のところ復旧費用として約33億円をお願いしておりますが、今後、調査が進めば、さらに被害額、復旧費用とも増えるものと考えております。

また、避難勧告などによる避難の状況につきましては、7月21日の避難所開設後、7月24日夜の34カ所、1,481人を最高に、8月10日の時点で5カ所、110人となっております。

このように、今回の災害は、本市において、いまだ経験したことのない大きな災害となりましたことから、緊急に要する経費につきましては、補正予算の専決対応を行ったところでございますので、御理解を賜りたいと存ずるところでございます。

亡くなられた方々の御遺族には、既にお悔やみに伺っており、そのうち5名の方々につきましては、弔慰金をお届けいたしております。残りの方々につきましても、引き続き、弔慰金をお届けしてまいりたいと考えております。

また、被災当日である7月21日から、被災証明の発行を開始するとともに、今回被災

された方々の事情などを勘案いたしまして、被災状況に応じての見舞金、生活再建のための各種支援制度や市税、国民健康保険料、介護保険料などのほか、介護及び福祉サービス利用料、保育料、上下水道料金をはじめとした、市民生活に密着する各種使用料などの免除や減額の適用について、市広報臨時号を全戸へ配布いたしましたこととあわせ、7月30日から1号館1階総合窓口での受付、相談も行っております。

被災家屋に居住が困難である方々の住宅の確保につきましては、被災当日から相談対応を行いまして、8月10日の時点で市営住宅18戸、県営住宅6戸を無料提供し、既に市営住宅に6世帯、県営住宅に3世帯が入居されているほか、市営住宅に3世帯の入居を決定しているところでございます。

また、雇用促進住宅への臨時入居も36戸を確保し、15世帯が入居されており、合わせて民間賃貸住宅に入居された方への家賃補助も行っております。

さらに、8月5日から、特に被害の大きかった右田、小野両地域において、913世帯を対象に職員による戸別訪問を実施し、被害状況の聞き取りを行うとともに、必要な情報を速やかに提供し、また、それぞれの方の御要望を承っているところであります。

市といたしましては、被災された方々が一日も早く元の生活に戻られ、安心して生活されることができるよう、被災された方々の立場に立ちまして、生活再建に向けて、でき得る限りのきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

また、被災された方々を救援、支援する一方で、これまで取り組んでまいりました災害に強い安心安全なまちづくりの方策について、根本的な見直しや新たに加えなければならない方策も多くございますので、今回明らかになった市の防災体制の不備な点、あるいは、問題点を徹底的に検証し、見直すところは見直し、災害に強いまちづくりの構築に向け、全庁を挙げて取り組んでいく所存でございますので、引き続き、御指導、御協力いただきますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、現在、市では、被災された方々が一日も早く平穏な生活に戻れるよう、全力を傾注して復興に取り組んでいるところでございますが、今後も全職員がさらにも丸となって、全力を挙げ、復旧の対応に当たってまいりますとともに、国、県の御支援をいただきながら本格復興に取り組み、安全で安心して暮らせるまちを築いてまいり所存でございますので、引き続き、議員各位をはじめといたしまして、市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

続きまして、不当利得金返還請求事件の応訴について御報告申し上げます。

この訴えは、本年5月15日に、周南市の有限会社中国土地から防府市を被告として、山口地方裁判所に提出されたものでございます。

訴えの内容は、原告が市内で宅地を開発、造成した際に、みずからの負担で建設した下水道設備を防府市に無償で寄附させて、市の所有物とし、さらに、その下水道設備を使用し、便益を得ているからという理由で、原告に下水道事業受益者負担金を賦課していることは、市が原告の財産権を侵害し、下水道設備及び下水道事業受益者負担金を不当に利得しているものであるから、下水道設備設置に係る工事費相当額を返還すべきであるというものでございますが、市といたしましては、本訴状の内容は承服しがたいものでございますので、市の顧問弁護士であります中山弁護士を、この訴訟の代理人に委任し、これに対応してまいります。

なお、訴訟に早急に対応する必要がございましたので、弁護士の着手金につきましては、予備費を充用させていただきました。

以上、御報告申し上げ、行政報告を終わります。

議長（行重 延昭君） 行政報告に対する質疑を整理するために、暫時、ここで休憩をいたします。

なお、再開につきましては、館内放送にて御連絡をいたします。

暫時休憩します。

午前 10 時 14 分 休憩

午前 11 時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

市長行政報告に対する質疑がございましたら、お願いいたします。20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） それでは、ただいまの行政報告に対し質疑を行います。3回までと決められておりますので、簡潔明瞭に御回答いただくことをお願いいたします。

まず、今の報告にありました、災害当日の対策状況についてお聞きするわけですが、「被災当日、雨に対する災害に備えるため、直ちに災害対策本部を設置し」という報告がありました。この「直ち」というのはいつだったのか、何時に開設をされて、その後、本部長である市長の行動はどのような行動であったか、これについてお答えをいただくようお願いいたします。

続いて、その続く文章の中で、「電話で刻々と入ってくる災害の情報に対し、土木都市建設部及び産業振興部の各課職員を現場へ派遣し、懸命に対処していた」というお言葉がありました。

実は、当日、私は9時から議会棟において会議がありまして、それに出席するために、8時半ごろですか、家を出ました。その最中に、高砂のすぐ上のほうに住んでいらっしゃる

る方のところの用水があふれて大変だと。あそこは柵田になっているわけですが、柵田も崩れ始めているというお電話を、地域の方からいただきました。

すぐ、私は電話しまして、河川港湾課にお電話しましたが、田んぼの用水等は管理者がやることになっておりますので、そこで対応してくださいという返答でした。

しかし、状況が尋常ではないと私も判断しましたので、必ず答えを出さなきゃならなくなっている、なんでも相談課に、もう一度私は電話をし直しました。それ以後、今日に至るまで、なんでも相談課からの回答はございません。

そして、数時間後に、上田南川上流で土砂崩れが起こったということであったわけですが、私としましては、そのときに対応していただいて、現地を見ていただければ、もしかしたら、避難勧告等を出したのではないかと考えておるわけですが、その職員が電話で入ってくる災害の情報に対し、懸命に対処したというのは、どういうふうな対処をしておったのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

それから、今申しました避難勧告のおくれについてであります。山口市の避難勧告に比べ、防府市はかなりおくれで避難勧告が出されております。

一番先に出されたものでも22日の2時10分、小野地域におきましては、真尾の下郷に出されたのが21日当日の17時20分ということで、もう被害が相当進んだ後、お亡くなりになった方が出られた後の避難勧告ということになったわけであります。

報道によると、県からは土砂災害警戒情報、これのレベル4というものが流れていたというふうに聞いております。これに関して、マスコミ等の報道を見ますと、市長は、さまざま、その情報が入ってきて、これに気づかなかったというような報道があったかと思えます。それから、総務課長がNHKの番組で答えられておるのには、このレベル4というものについて理解をしてなかったということがありました。これはどちらが本当なのか、これに対してどのような対応をしたのか、県からのレベル4の発令に対してどのような対応をしたのか、お聞かせください。

今申しましたマスコミへの対応についてでございますが、いろんなことを市長、副市長等がマスコミに対して答えておられるようでありますが、先ほどの避難勧告のおくれにも通じるのですが、7月24日の報道によりますと、これはインターネットで取ったものをそのまま読みます。「嘉村副市長は、市長、副市長がいない場合、総務部長が対策本部を仕切る。出先から避難勧告を出すよう、何度も本部に電話をしたと説明している」ということがありました。これは本当なのか、この件についてお答えください。結局、だれが避難勧告を出さなかったのかということについて、お答えをいただきたいと存じます。

それから、同じく、マスコミへの対応について総務課が答えておりますが、「土砂災害

の可能性があるという認識はあったが、周知を図る避難地図の作成は財政的に難しかった」と、これも、本当に財政的に難しいのかどうなのかということもありますが、続いて、「ただ、つくるにせよ、自分のことは自分で守るのが原則」ということを、これは毎日J Pの記事を取ったものでありますが、答えておりますが、この言葉は本当に総務課が言った言葉なのか。

それから、Y A Bの28日放送のJチャンやまぐちで市長が答えられておることは「私は初動体制がおくれたという市民の反応はないと思っております」と、これも本当に市としての認識なのか、これについてもお答えください。

それから、7月29日、読売新聞の記事であります。市長が記者会見で発した言葉として、「勧告をしたとしても、逆に避難の最中に二次災害が起きていたかもしれない」と、避難勧告自体に意味がないというような発言をされておられますが、これは事実なのか、事実とすれば、本当にこのように認識されておられるのか、これについてもお答えください。

それから、ただいまの報告にありました「救済措置等について、市広報の臨時号を用いて周知を行った」ということがございました。

しかし、被害が大きかった地域というのは、そこに被災者本人がおられないという場合がかなり多かったわけです。要は、避難をされておられる、避難所におられれば、そこで周知ということもできようかと思いますが、知人の家または御親戚の家のほうに避難されている、近所の方もどちらに避難されているのか把握されていないということで、この臨時号を、幾ら災害に遭われたポストに入れたところで、本人に伝わらない。また、回覧板を回しても、被災者本人に伝わらないというか、回覧板自体が回っていないという状況がございました。こういった点について、どのように認識されているか、それから、今後どのように周知を徹底させていくおつもりか、これについてお答えください。

それから、同じく、このたびの8月15日号の市広報であります。これは、市のホームページにも同じように出ているわけですが、市長からのメッセージ、いつも長々と山を登ったとか、また、お茶の随契のときには一生懸命弁明をされたような市長のメッセージでございますが、今回は 読んでみます。

このたびの豪雨災害により、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました皆様方に心からお見舞い申し上げます。

この一文であります。

今後、市がどのように復旧、復興に取り組んでいくかという意気込みもなければ、市民を安心させようという気持ちも感じられない。どこか遠い国で起こった災害にお見舞いを

申し上げているというような、たった一文の文章が、この災害発生後の市長から発せられた公式のメッセージであります。これについて、市長としてはどのように考えておられるのか、十分と考えておられるのか、お答えをお願いします。

以上、簡潔なお答えをよろしくお願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 各方面にわたっての質問でございますので、的を射ている答えになるかどうかわかりませんが、私にということについての質問に、私から可能な限り簡潔にお答えをいたします。

「直ちに」というのは何時であったかと。8時30分でございます。

本部長の行動はということではありますが、当日の予定は、可能な限り、当日7時50分にキャンセルの電話を各方面にいたすよう指示をいたしまして、1件だけ、どうしてもキャンセルをすることが不可能な というのが、相手先が何人もおられる、それもどなたかわからない、西浦地区でのふれあい車座トークでございましたが、これは数カ月前から御案内をしておりましたので、どなたがお見えになるかわからないので、大雨の中ではあるが、出て行こうということで、出て行きました。

そして、それも来ておられた五、六人の方々の御協力をいただいて、随分早めに切り上げて、10時50分ぐらいには、たしか帰っていたのではないかなと、災対本部のほうへ帰っています。

それから、勝坂で車両が巻き込まれたという通報が入りまして、これで、私の記憶では、副市長が直ちに現地へ向かいました。

その後、今度は救急に向かった消防車両が16名、二次災害に遭ったという通報が入りまして、13名行方不明という情報が入りまして、今度は、私が、その現場へ急行いたしました。

それから、後は適宜、適切な状況 適切かどうかわかりませんが、臨機応変な措置の中で、災対本部においての指示をしていたところでございます。

次に、いろいろある中でのY A Bの「初動のおくれを市民から指摘はされていない」と、こう私が答えたということではありますが、あの段階では、私はそのようにたしか答えたと思います。一部実情をよく御存じでない外部のメディアの方々が、初動における勧告のおくれが災害を招いたのではないかというようなことを言われておりましたことに対しては、逆に激励を受けておりました。そのようなことはないよ、市長、しっかり頑張りなさいよと。私は、そういう状況でございました。

それから、次に、勧告をしたとしても二次災害を招いたかもしれないと、これは結果論

でございます。何とも申し上げようがないわけではありますが、昨日の、いろいろなところでも災害が起こっておりますが、御不幸なことに、避難される途中に災難に遭遇された方も聞き及んでおりますし、どのようなことが起きるか、それはわからないことでございます、申し上げたわけでございます。

それから、市長メッセージがよそごとみたいだと、これは、あの大変なさなかで、市長メッセージも締め切りの時間が迫っているということで、たしか21日か22日に書いてくれということでしたが、長々とした文章をとりあえず書くわけにはいかないと、ともかくも、まずは、お亡くなりになられた方へのお悔やみと被災された方々へのお見舞いを伝達を申し上げるのが礼儀作法であろうと、このように思って出したものでございますが、その後、この市長メッセージが、いわゆるインターネットなどの市広報の欄に掲載されているようでございますので、かなりの文章を入れてつくった記憶がございます。

いずれにいたしましても、先ほど行政報告で申し上げたことの範囲内の答弁になろうかと思うわけではありますが、私への質問の答弁とさせていただきます。

議長（行重 延昭君） ほかの項について。総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、質問にお答えをいたします。

1点目は、市長が答えたということでございます。

2点目に、いわゆる、その電話で入っている情報、いわゆる高砂の上に用水がということ等につきましても、私、ちょっと、今、その報告の用紙を見ておりませんので、ちょっと何とも申し上げられませんが、いずれにいたしましても、返事がなかったということについては、これはおわびを申し上げます。

それから、避難勧告がおくれているのじゃないかということでございますが、これは、私どもも今まで取り組んできた、いわゆる、避難勧告を出す時期等々を検討いたしまして、まずは、その現地の状況、それから、避難経路の確保、それから、避難場所の設置という手順で今までもやってきておるといふふうに思っておりますし、その当時も、そこで、そういった考えの中で、まずは現地を見てこいということをいたしたわけございまして、その現地に行く途中でも、もう行けなかったという状況の報告も受けているところであります。

そうした中で、262で土砂災害が発生したということとなりまして、続けて情報としては、小野あるいは真尾地区に続けて起こったということでもあります。

したがって、その現地を確認した上で、随時、避難所の開設ということになったわけでありまして、当然、これ以上また被害が予想されるということで、14時10分に最初の勧告を出したということでもあります。

それから、県からの土砂災害の警戒情報、レベル4、これは、当初から申し上げておりますように、県からの情報は7時40分にファクスで入っているという状況であります。これが本部に上がっていなかったというのは事実であります。これにつきましては、今後の、その伝達方法の改善といえますか、これを進めて、適切に対応できるようにということで考えていきたいというふうに考えております。

それから、いろいろマスコミに対してコメントを出しておりますが、先ほどありました、総務課長がマスコミに対して申した言葉ですが、財政的に難しいというのは、確かにそうであったということでもあります。ただ、自分の命はということで、言葉が適切であったかどうかは別にいたしまして、まずは、御自分の周りをよく見ていただいて、そういったことにお気をつけいただきたいという旨の発言だったというふうに、私は感じております。

それから、救済措置であります。救済措置につきましては、ある一面、私どもは、いわゆる全戸に配布するという形をお願いをいたしたわけですが、実際には、御意見ありましたように、お留守の方とかというのもあったように報告、受けております。そういうことで、再度またお配りをするということもしたいと思っておりますし、また、新たな、いわゆる詳細な、いわゆる救済措置を掲載いたしましたパンフレットも作成をいたしまして、戸別訪問によって、これをお配りしたということでもあります。

今後も、戸別訪問以外の御家庭につきましても、自治会等で回覧していただくということと今いたしておりますので、ごらんいただきまして、該当するのであれば、申請をしていただきたいということでもあります。

大体以上でございますか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） ちょっと時間的なものは、ちょっとよく覚えてないところはちょっとお許し願いたいんですが、12時を回っておりましたけれども、昼、消防署員が、行方不明になったという情報が災対本部に寄せられました。そこで、災対本部では、現地対策本部を設置しようということ等で、私が部長と、あるいは、秘書室長と3人で現地対策本部の設置に向かいました。

右田の公民館であるわけですが、1時前後、前だったと思うんですが、水防要員、四、五人、行っておりますけど、そこで、いわゆる部長級の職員を責任者として現地災害対策本部を設置するという宣言をして、後は行方不明の消防署員の確認に行ったわけでございます。

なかなか行方不明で署員が見つからなかったわけですが、その合間にも、結構ひどい、いわゆる、ヘリの要請とかをして、もう人命救助にどんどん当たっておりました。あるいは

は、消防団員の方も人命救助に当たっていらっしゃいました。

それらを確認しつつ、災害対策本部に勧告を出すようにというふうに電話等を入れまして、これは後から聞いたんですが、それを14時10分ぐらいに、本部からの、いわゆる勧告が私の連絡、指示によって出されたというふうに、後から聞いております。

その間、私は、車も入らない現場にありまして、消防署員が亡くなっているのではないかと案じながら、濁流の中を上がって、昼、署員の確認に当たったわけでございます。

以上、災害対策本部から現地の対策本部の設置に向かい、あるいは消防職員の確認、あるいは避難勧告を出すようにといったものについて、現地から電話を入れながら、指示あるいは要請をしたという状況であります。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 対策本部を8時半に出した後、西浦の車座トークに出掛けられたということは、確認しました。これが果たして適切な行動であったのか、市長が行って、きょうはできませんと言って帰ればいいんですが、市長も行かなくても、だれかそこにいる公民館の者が「きょうはとて、こういう状況でできなくなりました」と言えば済むのではないかと。それと、災害対策とどちらが、市として、市長として優先すべきことだったのか、私は判断を誤られたと感じておりますが、その件についてどのように感じておられるか、再度お聞きしたいと思います。

それから、確かにそう答えた、読売新聞の記事です。避難勧告したとしても、逆に避難の最中に二次災害が起きていたかもしれない。これは結果論とおっしゃいますけども、これを言っていると、避難勧告、指示、命令なんてものは全く意味がないですよ。じゃあ、出さないのが一番いいのかと。この根底から覆すような発言だろうと、もしくは、事故を正当化しようとする必死になっての弁明かもしれませんが、こういう避難勧告とか指示、命令というものが、結局は、被害が起きてからじゃないと出せないんだと言っているに等しいと感じられるわけですが、この点はいかがなのですか、もう一度、お答えをお願いします。

それから、現地を見てこいということで、これを見てから避難勧告を出すんだというような答弁がございました。これは、要は、現地を見れないから出せなかったと。要は、見なくて帰ってきた職員もおったという、今、答弁があったかと思えます。要は、現地在結局見れなかったから、避難勧告は出せなかったということなのか、お答えください。

それから、レベル4に関し、7時40分にファクスで入っていたが、本部には上がらなかったということですが、本部に上がらなかった、これ理由は何なんですか。先ほ

ど、最初に、要は理解してなかったのかどうかということを知りましたが、実際理解していなかったのか、この土砂災害警戒情報というものについて何のことがわかってなかったのか、わかっていただけ以上に上げなかったのか、これについてお答えください。

それから、同じく避難勧告ですが、副市長の答弁はちょっとよくわからなかったですが、結局、出せと言ったけど総務部長が出さなかった、そういうことをおっしゃっているわけですか。マスコミへの答えによると、何度も出したと、総務部長が対策本部を取り仕切らんだと言っているわけですね。報道には、「同市は今後、避難勧告が遅れた一連の経緯を詳しく検証する」というふうに書いてあるので、どのような検証結果なのか。副市長が一生懸命言ったけど、総務部長が出さなかったのかどうなのか、ここをはっきりさせてください。

それから、救済措置の周知に関してであります、「自治会で回覧する」等の言葉がありましたけど、先ほど私申したように、自治会で回覧板が回らないって言うんです。人がいないと、幾らポストに突っ込んだって回らないんです。だから、それをどうするかと。

例えば、自治会で、避難先または携帯電話等を含めた、ほんとは自主防災組織を組織しておいて、そういったものをつくっておかなきゃいけないのですが、今からでも、できる限り自治会等をお願いして、そういうものを作成して、それによって、こういった救済措置について周知を徹底するとか、そういったことのお答えが欲しかったわけですが、こういったお考えはあるのかどうか、これについてもお答えください。

それから、副市長からの答弁の中に、右田の現地対策本部を設置した云々がありましたけど、小野に関して、これは、市長の先ほどの行政報告の中にも、土石流による災害発生後は、直ちに被災地区に職員を派遣し、現地対策本部を設置して、情報の収集に当たり、避難所を開設するとともに云々とあったわけですが、小野地区に関して、いつ現地対策本部をどこに設置したのか、このことをお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 避難勧告の手法でございますけれども、従来型の手法は、現地を確認して、そして、安全な避難経路等を確認した上で出しているというのが、従来の手法であります。

したがって、今回も、右田に赴きましたのは、ある程度、逃げられるというような状況で、1時半過ぎだったと思うんですけれども、本部に連絡をしまして、勧告をするよというものを災害対策本部に入れまして、その協議を経て、2時10分にしたということで、いや、それを、私の指示をずっと対策本部が断っていたとか、やらなかったとか

いうものではありません。

それから、小野ですか、小野は、その後、私は災害対策本部に帰りましたところ、いわゆる、真尾の高砂というところで大惨事になるということで、私も、直ちに現地に赴きました。その上で、高齢障害課長をライフケア高砂とのいわゆる連絡役にしなさいという言明をしまして、高齢障害課長が来るまで、あるいは、来た少し後まで現地におりまして、その間、ライフケア高砂から、いわゆる市の車、消防団の車等々で第一次の待避所として真尾の公会堂を待避所としまして、いわゆる救出活動の現場の指示に当たっていたということでもあります。

したがって、真尾については、私は最初に行きましたのはライフケア高砂で、そこで、いわゆる100人を超える入所者がいらっしゃるということで、救護活動の現場の指揮に当たったという状況であります。

そして、その後、待避所といたしました真尾公民館に、続々と人が、入所者が入ってこられますので、そこに市の車をすぐ回すようにという指示、あるいはマイクロバス、あるいは保健師さんの、直ちに来るようにというような指示等も現場でいたしております。

その上で、夜、今度は現場に行けなかった真尾の下郷でありますけれども、そちらも大変だということで参りましたところ、土石流等が起きている、あるいは、職員が赤ちゃんを抱えて逃げているというような状況でございましたので、一時は避難、消防団とともに避難の指揮に当たりました。

マイクロバス2台、あるいは、私どもが乗っていった車、あるいは援護から来た車、あるいは民間の車等々を借りまして、8回にわたり、小野小学校に避難車を輸送いたしております。ということで、私は、現地で、いわゆる現場の指揮監督等々に当たった次第であります。

したがって、ライフケア高砂については、高齢障害課長が現場での連絡をする、あるいは、つなぎで真尾の公会堂に続々と一時避難をされる方の対応策、その後は、今度は市営のマイクロバスで衛生看護学院に搬出等々をするというような態勢ができるよう、現場で指示をいたしております。

なお、小野公民館には、いわゆる水防要員といたしまして、課長補佐、すごくきちんとできる課長補佐級の職員等が待機いたしまして、避難の対応等に当たっていたという状況であります。

以上、私の関連部分であります。

議長（行重 延昭君） ほかの点について。市長。

市長（松浦 正人君） 初動において、私の判断を誤ったのではないかという議員の御

指摘については、真摯に受けとめさせていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 総務課の質問でございますが、本部に上がっていなかったということで、何のことかわからなかったのではないかというふうな御指摘ございました。私は、そういったことはないと思っています。認識はあったのですが、ただ、その認識の中で、レベル4とは言いながら、警戒警報と、土砂災害警戒警報でありますから、市内、御存じのように587カ所ございますから、地域も特定できてないということもありましたので、ある意味、先ほど申しましたように、つながってこなかったことについては大変遺憾に思っておりますし、今後は、その辺について、適切に、いわゆる、その情報が伝達できるように、今のマニュアル等といいますか、それらも当然見直していかなきゃならないというふうに考えておりますので、今回につきましては、そういった当初の伝達がうまく行かなかったということにつきましては、そういった事実で、今後改善していきたいというふうに考えております。

それから、救済措置の戸別調査でございますが、おっしゃるとおりでございますし、留守も、先ほど言いましたが、3日間で戸別調査をいたしました結果、そのうちの約93軒の方が不在ということであります。その不在の御家庭につきましては、御近所で行き先等を御存じであればお尋ねをするということもいたしておりますし、自治会長さんにも行き先等についてお尋ねして、可能な限り、行き先等が確認できれば、送付するなり何なりして、その対策をとっていきたいというふうに考えております。

現実問題、そういったことが、地域の方からも、私のほうには届いてないという話も伝わっておりますので、当面は、そういった対応をとらせていただきますが、今後については、またさらに、よい伝達方法があるのじゃなからうかということも含めて、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、私が避難勧告を出さなかったのじゃないかということでありますが、私は当然本部におりますし、副市長からの状況の調査報告があった中で、これは出すべきだよということがありましたので、現地の本部の中で検討の結果、2時10分に右田地区に避難勧告を出したということでありまして、決して、私が出すことをためらったというわけじゃなくて、情報等を整理した上で、これは出すべきという判断をいたしましたということの報告がありましたので、そういった決定をしたということであります。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） まず、土砂災害警戒情報ですが、今、総務部長の答弁、結局

よくわからないんですが、県のホームページを見たところ、絵入りで警戒レベルが説明されているわけです。だから、子どもでもわかる、非常にわかりやすい説明です。

ちなみに、レベル4は、集中的にも発生するおそれがあると、土砂災害発生のおそれ。その前のレベル3でも、避難開始の目安と、この時点ですすね、今後2時間以内に土砂災害が集中的に発生する危険性が高まっていると、溪流や斜面の状況に注意して、早めの避難をとというのが、レベル3だと。それより上のレベル4が出ているのに、市内いっぱいあるからよくわかんないというような答弁では、今後も不安でたまらんわけです。

また、気象庁等の情報、また、県の情報を見ても、雨がどこで強く降っているかというのがわかるわけですから、その状況を見ながら、これは出すべきところに避難勧告を出さなきゃいけなかったと、私は考えます。

先ほどから、るる副市長が、その日の御自分の行動を述べられました。市長とか、副市長が現地に行って、目で見ないと、避難勧告を出せないという体制が防府市の中にあるのなら、ばかげた話です。あなたがトップ2が、わざわざ、避難勧告を出すべきか、出さないか、それを現地に行って確かめる。それから、出すかどうか判断すると。こんなばかな話はないです。これは防災体制として致命的な欠陥です。職員が何人いるんですか、防府市の中に。職員が行って判断するんですよ。対策本部でトップが判断するんですよ。それが、当たり前前の防災体制と、私は考えております。1日でも早く、このでたらめな防災体制を改めていただくよう要望しておきます。

先ほどから、2時10分に出したんだ、出したんだとおっしゃっていますが、真尾の下郷、これは不幸にも2名の方が亡くなられたところでありましたが、ここ、避難勧告が出たのは17時20分ですよ。これも、やはり副市長が、実際そこまで行って、見てから出したから、こうなったということなのか。もう、これが本当のことなら、とんでもない穴だらけの防災体制と言わざるを得ないということは、指摘をしておきます。

それから、最後に、先ほどから真摯に受けとめますと、この真摯に受けとめるというのは、人が意見を言うたら真摯に受けとめるのは当たり前前で、真摯に受けとめないような人間というのはとんでもない野郎なんです。真摯に受けとめる、先ほどの行政報告の中にもありました、今後の教訓とする、当たり前のことです。

これまで、市の責任者として、市長が市民に対して、初動体制のおくれ、また、それだけでなく、発生後の対応のおくれ、不備というようなものが数多くあった、かなりの市民からのおしかりの声を認識されているはず。このことについて、公の場で謝罪をされていない、きょうの行政報告にも全く謝罪の言葉はない。市民の感情を考えると、市のトップとして、それこそ真摯に謝罪をされるべきだと、私としては考えますが、いかがでし

ようか、市長のお考えをお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 勧告等は、通常は、職員が行って現地を確認するわけですが、説明いたしましたように、現地対策本部の設置に向かったわけでございます。だから、通常は、職員が行って、確認して、その情報をもとに避難勧告等を出すわけですがけれども、今回は、いわゆる消防署員の行方不明とか、あるいは、100人以上を超える、高砂で残されているとか、すごい、全く想像だにできないような自体が発生しましたので、現地の災害対策本部の設置に私は出向いたということで、通常のパターンとは違うということは、御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） でたらめな防災体制で、また、その対応についても、市の責任者として数々の不備が生じているが、それについて公の場での謝罪がない、そういうことでありますが、謝罪をして済むことではない。私は真摯に受けとめて、今後の災害に対する教訓といたしたい、そのように思っております。

議長（行重 延昭君） 12番、山本議員。

12番（山本 久江君） それでは何点が質問をさせていただきます。

今、避難勧告の問題は、ただいま質疑がありましたけれども、避難が安全になされるための災害避難情報のあり方が、出し手と、それから、受け手の双方から見てどうだったのかということが検証されなければならないというふうに思います。

今回のことを教訓に、今後どういう対応を考え、あるいはまた、警戒区域に対するハザードマップなど、安全に対する取り組みを今後どのようにしていくのかという、今、大変な状況でございますので、基本的な考え方をまずお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、多くの被災者の方々が、ボランティアの方々の心のこもった支援の中で、必死に生活再建に向けて頑張っておられるわけです。今、被災者の要望の把握とか、それから、必要な支援の手配、支援策の周知が、今、質問にもありましたように求められているというふうに考えます。

行政報告の中でも、8月5日から7日までの3日間、右田あるいは小野、両地域の被害状況の聞き取り調査を実施をされたというふうにご書いてございますけれども、その結果と今後の取り組みについて、今時点でどのように考えておられるのか、そのあたりをまずお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 1点目の今後の体制と申しますが、それに対する勧告等の発信時期も含めた考えでございますが、先ほどからも御答弁いたしておりますように、私どもは確かにマニュアルをつくっておりますし、そのマニュアルそのものに従ってやっていくというのは原理原則であります。そのマニュアルに生かされてなかったという部分もございます。

こうしたことを検証いたしまして、その伝達方法から含めて、今後、速やかな対応が取れますように検証をいたし、市民の安全の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、もう1点でございますが、戸別の調査でございます。御案内のように、5日から7日、3日間やらせていただきました。実施世帯につきましては、小野地区、右田地区で913世帯を実施いたしました。そのうちの820世帯に、これは調査ができたということで、不在が、先ほどちょっと申しましたが93軒ございました。

その中で、要望といたしまして、一番身近な要望として一番多かったのは、いわゆる水の、水質検査というのが、件数的には多うございました。それから、件数的に言えば、次は家屋の消毒の申し出、それから、瓦れき、土砂の回収等が主な要望でございました。

これは、当面の要望でございます。これから、やっぱりいろいろ、その支援につきましても、要望が出てまいろうというふうには考えておりますし、今現在、その調査の結果を詳細にわたって、今、検証しておるということでございますので、また、その調査の結果の検証をもって、今後、我々にどういったことができるかということも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 12番、山本議員。

12番（山本 久江君） 行政報告によりますと、昨日の時点で全壊が30軒、半壊が53軒、床上は76軒、家屋への甚大な被害が報告をされておりますが、被災者生活再建支援制度の活用が、今後、求められていくだろうと思います。

その際、住宅の被害の認定に当たっては、外観だけによるものではなくて、住宅としての機能喪失、あるいは、補修工事に伴う検証を正確に反映させていく、被災者の立場で見ていくことが必要だろうと思います。

この制度の活用については、たしか平成16年10月の内閣府の通知、それから、ことし6月の運用指針の改定もございました。この内容を生かされるように、私はぜひ要望をしていきたいというふうに考えますが、そのあたりの御見解を求めたいと思います。あくまでも、被災者の立場でお願いをしたいと思います。そのあたり、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） おっしゃいました件でございますけれども、7月31日から認定調査の経験のあります、県の厚生課職員を交えた編成チームをつくりまして、これは市の課税課と市の建築課、そして、今申し上げました県の職員ですが、3人が1チームで、4チームつくって全体を回っております。

それで、回るときには、今おっしゃいましたような国の判断基準といいますが、認定基準というのは十分承知しておりますので、回るときに、部分ごとの構成費を決めた調査票というのがございます。それを持って、一応全部チェックしてまいりまして、いわゆる、損壊の面積部分、それと、いわゆる金額の部分、両方チェックしておりますので、最終的には、言われるようなことは十分可能であるというふうに思っています。

議長（行重 延昭君） 12番、山本議員。

12番（山本 久江君） 3回ですので、最後、もう1点。

今回の災害につきましては、全面的に復旧させるには、市は財政的にも、人為的にも非常に困難な状況にあると思います。市として、県あるいは国など関係機関に対し、今後、どのように要望を行っていかれるのか、その点、現時点での御判断、見解をお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員の御指摘でございますが、被災された市民の方々のお立場に立って、厳に対応していくようにということは命じておるところでございます。

その線を崩さずに、しっかり対応してまいりたいと思っておりますので、またお気づきの点などありましたら、個々にお話もいただきたいと思っております。

それから、大変な被害で、今後の市の対応について、国、県にというお話でございましたが、実は、災害の翌日、林防災大臣が視察をされました。それから、二、三日おいて、総理大臣もお見えになり、また、土曜日には、民主党の岡田幹事長もお見えになるというようなことでございまして、その都度、私が切実にお訴えをいたしてまいりました。激甚の指定をとにかく受けるべく、河村官房長官にも何度もお電話を入れて、対応方をお願いもしておるところでございます。

これからも、県御当局ともよく連携をとり合いながら、この辺の対応に抜かりのないように処してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 行政報告に対する質問に先立って、まず、今回の豪雨によって被災をされたの方々にお見舞い申し上げたいと存じます。

私は、被害の大きかった右田地域に住んでおりますので、被災を受けられた方々からも、いろいろな多くのことをお聞きいたしております。

また、9月の定例議会、一般質問でも取り上げさせてもらいたいと思いますので、本日は、先ほどなされた行政報告に対する質問と、今後の対応等についての要望、お願いをしておきたいと存じます。

この行政報告の冒頭で、被害状況等についての報告であると、1行目に書いてございます。これを読んでまいりますと、るる反省すべき点は反省し、今後の取り組みも述べられております。また、けさのテレビ、新聞等を見ますと、昨日、本日にかけても、兵庫あるいは静岡、その他全国各地で豪雨や地震等、想像を絶する突発的災害が起き、だれも対応、予測不可能な事態が起きるとも報じられております。

私は、現時点で、今回の防府地域における豪雨、これに対する責任追及、これも大切でございますけれども、今後の救済措置、それから、復旧、復興に取り組む前向きな体制を早急に確立していただきたいということをお願いしたいと思います。

被災された方々は、今までのことよりも、これも大切なことではありますけれども、これからどう生活していくのか、これから、どうするのか、これが一番不安なことではないかと存じております。このことを冒頭に述べて、二、三質問に入りたいと思います。

1ページ目の後段でございますけれども、電話で刻々と入ってくる災害の情報に対し云々ということが述べられておりますが、今回、さきに多大な予算をつぎ込んで設置された同報系防災無線の運用状況はどうであったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、2点目でございます。3ページにあります、先ほど来、言われておりますけれども、特に被害の大きかった右田、小野両地域において、913世帯を対象に調査ということが述べられておりますが、これの基準はどうであったのか、何を基準に、この913世帯を選ばれたのか。

それから、次に、3ページの一番最後、後段に述べられております、「市の防災体制の不備な点、あるいは、問題点を徹底的に検証し」とあります、これは、今後、検証ですから、されるであろうと思いますけれども、現時点で不備な点、問題点をどのようにとらえられておるのか、この3点についてお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えを申し上げます。

まず1点目の防災無線でございますが、設置をいたしまして、本格的に使ったのは、今回が初めてということであります。

もちろん、防災無線は、最大限に、避難勧告の指示等々に、あるいは、注意とかに使っ

ております。しかしながら、現実問題といたしまして、あの、いわゆる雨の中で、聞こえにくいとか、そういった申し出もございました。これは、やっぱり、こういった環境によって随分電波といいますか、音波が行き渡るといのは、なかなか難しいというのも検証できましたので、これはちょっと、またよく、皆様にお伝えできるように、その機材を含めて、ちょっと今から検討する必要があるんじゃないかというふうには考えております。

それから、3点目の、先にちょっと問題点ということでお答えをいたしますが、問題点は、今から詳細にわたって、そのマニュアルも含めて検証していくわけですが、1点目といたしましては、その情報が本部に伝わらなかったということは、まず1点目として、これは当然検証していくべきものだというふうに考えておりますし、もう1つ、今時点で言えることは、避難勧告を発する判断材料といいますか判断時期、これも、今までのやり方が決してベストではなかったというふうに、私どもも思っておりますが、そういったことも含めて、いつの時点で判断して、避難勧告を出すのかということも、考えていかなきゃならないというふうには考えております。

一つの判断材料といたしましては、私どもは、現地に調査ということも最優先でやっておりましたが、今後は、例えば、例えばですが、積算雨量とか、あるいは当日の1時間当たりの雨量、これらも、当然、その判断に入れていかなきゃならないというふうには考えておりますから、そういったものをもろもろ見直す中で、今後の判断基準も検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の質問につきましては、ちょっと担当いたしました者からお答えをいたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（岡本 幸生君） 小野、右田地域で913世帯をどのように選んだかという御質問でございますが、市内全域で被害が出たわけでございますけれども、小野、右田地域で、特に家屋の全壊ですとか、半壊ですとか、土砂崩れ等の非常に大きな住宅への被害が出ておるということで、地域の方々が、例えば道路に出た土砂ですとか、民家に入ってきた土砂ですとかで、非常に苦勞をされておるという状況もございまして、なかなか、その支援制度等も御説明もなかなか十分に伝わらないというふうな状況がございましたので、小野、右田地域で情報が入ってございました被害の大きかった自治会へ、12班、24名の職員で回ったわけでございますが、この913世帯というふうになったのは、現地に入りまして、被害の大きいお宅を中心に早く回って、正確な情報を伝えたいということで、調査に回った件数が913世帯ということで、初めから913世帯というものを特定して回ったということよりは、現地に入って、調査員が見て、ここの家は被害が大きいし、この一帯は説明をすべきだというふうに判断したものが、913世帯になっ

たということでございます。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） いろいろございますけれども、それは、また、9月の一般質問のときにさせていただきたいと思いますが、今、必要な情報を速やかにという、これ3ページのちょうど中段でございますね、今、総務部長もおっしゃいましたけれども、必要な情報を速やかに、これがどうもなされてないということが、私が、同じ、この右田地域に住んでおりまして、感じているところでございます。

今までのことを、責任を云々言っても、済んでしまったことでございますので、冒頭にも言いましたように、けさのテレビ、新聞でも、全国各地で起こっている事象は、予想を超える水害、あるいは、突然の地震ということでございます。防府市の場合、この部類に入るかどうかは別にしまして、そういうことよりも、救済措置、復旧、復興に取り組む前向きな体制を、早急につくり上げていただきたいということを要望したいと思います。

それから、同報系無線の運用方法、これも、今、総務部長の答弁で、初めてのことであったということございましたので、また、ぜひ、いい方向で運用ができるように、これからまた検証をしていく、あるいは、教訓というような文言も盛り込まれておりますので、ぜひ、これから前向きな取り組みを確立していただきたいということを要望して、私の質問、終わります。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） 8月7日に、県が臨時議会をやってしまして、そのときに、防府市のマニュアルがなぜ実効性を持てなかったのかという質疑に対して、防府市においては、平成20年4月に避難勧告等の判断基準を定めた避難準備情報、避難勧告指示マニュアルが策定されていたものの、今回の災害に対し、このマニュアルが生かされなかったことはまことに残念と答弁されてますが、避難準備情報、勧告指示の基準、また、急傾斜地の避難対策として、警戒避難体制に入る降雨量の基準値について、市としてどのように認識されているのか。

先ほども答弁ありましたけど、これは確認になりますが、その21日の災害対策本部設置時の指示権者と勧告権者は市長さんでよろしいのでしょうか。

それと、もう1点は、先ほど御答弁にもありましたが、市長の答弁によれば、車座トークは数カ月前から予定を組んでおったと、行かぬわけにはいかんと、こういうことございました。

他市の市長さんの行動を見ますと、やはり災害対策本部を設置して、公務の差し控えをやられているところがほとんどであります。これは、さておきまして、災害対策本部を

立ち上げまして、指示系統のトップがいなくなるということで、実際、災害の、例えば避難所の開設とか、パトロール、そういったものとか、いろんな指示があると思います。既に崩れて、また災害の復旧とか、こういった行動にも出なくてはならないかもしれません。そういった対応、決裁、そういったものが指示系統のトップがないことで、実際、全部賄えるのか、その点について確認したいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えをいたします。

1点目の県議会等におけます県の御答弁であります。今おっしゃいましたとおり、十分生かしてなかったという趣旨の発言はされておりますが、私どもも、御案内のように、避難、いわゆるそのマニュアル、こういったものでございますが、これを作成をいたしております。

ただ、この中に避難勧告を出すタイミングと申しますか、その判断の材料は、出す、いろいろ、その要件があります。それは、確かに、この中に全部記載をしてあります。それを何をもって、その避難勧告を出すかという判断は、これは現地ですということになりますので、その判断につきましては、先ほどちょっと申しましたように、いろいろな、その判断材料の中で見直していくということになりますが、今後の、そのマニュアルに沿った、今度、勧告をした後、あるいは、その準備情報を出した後の避難マニュアルにつきましては、このマニュアルに沿って適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今回は、その避難勧告を出す等々のタイミングもあろうかと思いますが、これらを含めて、今後はちょっと中身を検討するということは必要というふうに考えております。

それから、本部において、そのトップがいなくても判断できるかというふうな趣旨の御質問だったと思いますが、これは、当然、今の時代ですから、電話等もありますし、その機能としては維持できるというふうに考えておりますし、特段なければ、いていただくのが私はベストというふうには考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） そういうところが、私は認識の甘さじゃないかなと思っておるわけです。

実際、これ、私、今、マニュアルあります。これ見ると、みんな項目別に書いてありますけど、これは、こういう状況になったらすぐ避難勧告をするように準備をして、また、避難勧告の指示、勧告をなさいというようなマニュアルなんです。決して、あなた方が

判断をしてやるというようなマニュアルじゃないと思うのです。じゃ、何のためのマニュアルなのかということなんです。個人的な感情が入るんじゃないで、体系的に、即座にやるべきに、これはつくられたもの。実際、今、土砂災害警戒情報、こういったものが出ておる。こういったときには、勧告指示の基準の中にもう入っていますね。

さらに言うなら、今の危険区域における警戒体制、これも第1警戒体制、第2警戒体制というものがありますけども、もし前日に雨が降ってないとしても、当日の雨量が70ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強雨が降り始めたときですね。もう、これを超えています、2倍です。たしか9時に、私の情報では、21日の9時は、累計雨量が141ミリと、超えております。そういったときには、これによりますと、第1警戒下の諸活動の実施、特に、警戒パトロールの実施。関係部課に対し、避難の準備等の災害広報、避難所の開設準備、こういうふうにあります。こういうことをやっておけば、今回、私としては思うんですけども、実際、助かった者もあるんじゃないかなと思うんです。

市長さんにちょっとお尋ねしたいんですけど、記者会見で「避難勧告の段階では、既に住民は避難していた。だから、あれだけの大災害でも、あれだけの人命損傷で助かったと言って言われなくてもいい」と、このようなコメントをされておりますけども、市民からすれば、8時30分の災害対策本部設置から6時間後の14時10分に避難勧告をする間に避難する準備もできず、被害を受けた。結果として、14人の死亡者が出た。特に、逃げおくれがちなお年寄りが被害に遭われました。

防府市の避難計画の中にも、情報の伝わりにくい高齢者、障害者の伝達に特に配慮するというふうに、記述されておりますけど、そういう配慮があったのか。そういう配慮がなかったからおくれたんじゃないかなと思いますけど、実際、死ななくてよかった人が亡くなった、そのように強く感じますが、あれから時間もたっておりますが、市長さんも、今でも、その辺の認識が同じなのか、そこ辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 認識は同じであります。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） そういうところから始まった災害だったのであろうと思います。もう多くは言いませんが、どうせ平行線になると思いますので。しっかり、このたびの災害に対する責任の所在を明確にさせていただいて、早期に検証していただきたい、強く要望いたします。

また、第2の大災害が起こるかもしれません。昨日のニュースで、北九州市のほうで、このたびの災害で不備があったことを認めまして、その問題点を洗い出して、防災体制の

再整備を早速図られました。

防府市としても、確かに、今、災害の復旧が第一であると思いますが、いつ何時、また災害が起こるかもしれません。できる限りの整理をしていただいて、新たな気持ちで災害に臨んでいただきたい。そして、先ほども言いましたが、しっかりと検証して、また責任の所在を明確にしていきたい、このように思います。

最後にちょっと答弁のほう、その辺のところをお願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） あの災害から、ちょうど3週間が経過をいたしているところがあります。

初動体制について、いろいろ御指摘を受けているところではありますが、それはそれとして、真摯に受けとめさせていただきます。

あの状況の中で、私どもとしましては、私も含めまして最善の対応に努めたと、このように思っておりますが、結果的に、後から見ますれば、いろいろと気づきなどもあるかと思えます。これらを、今後のまさかのときに備えていく、その重大な参考にして、教訓としていかなばならないと、そのように思っているところでございますし、復興に当たりましては、さらに、それぞれの個々の方々のお気持ち、御要望などをしっかりお聞きをすることから始めて、対応に万全を期してまいりたいと思っておりますので、お気づきなどありましたら、また個々にちょうだいできればと思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

13番（田中 健次君） 各議員から、かなり私が聞こうと思っている問題について、既に質問をされましたので、若干残りの問題について質問させていただきたいと思えます。

1つは、今後の災害時の対応についての教訓としたいというような文章があります。あるいは、市の防災体制の不備な点あるいは問題点を徹底的に検証し、見直すところは見直し、災害に強いまちづくりの構築に向け、全庁挙げて取り組んでいくというような言葉であります。

それで、こういう形で不備な点あるいは問題点を徹底的に検証するというのであれば、検証の結果というものを、やはり市民に対して、あるいは、議会に対してもきちっとした報告書というふうな形でしていただきたいと、こう思います。

その検証するということが、今、失われてしまった命であるとか、そういうものに対して、私たちがすることのできる、残されたわずかなことではないかと思えます。そういう意味で、そこについての基本的な考え方をお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えを申し上げます。

今から検証することは、たくさん私はあるというふうに思っております。当然、その検証の結果を形にして、皆様方にも、議会の皆様方にもお示しをいたしたいというふうに考えておりますので、また何かアドバイス等がございましたら、御意見をいただきたいということもありますので、その点、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

13番（田中 健次君） 検証するというところでありますので、私なりの検証をするごとの必要な課題というものを幾つか述べてみたいと思います。

1つは、土砂災害に対する対策についてであります。今回、災害に遭ったところは、いわゆるイエローゾーンであります。残念ながらといいますか、防府市には、いわゆる特別警戒区域というレッドゾーンという区域は、一つもなかったわけであります。いわゆる、このイエローゾーンで、これだけの災害が起きたということに、私たちは、ひとつ注目をしなければいけないのではないかと思います。

そういう意味で、これレッドゾーン、イエローゾーンの指定は県のほうでされるということですが、市のほうとも当然、協議をしながら進めているということだろうと思います。

この辺について、もう一度きちっと見直すということとか、これが適当であったのかどうかということについては、きちっと総括をされることが必要ではないかと思います。

それで、これからでもレッドゾーンという区域に、災害を受けた地域が指定していただけるということになれば、移転だとか、そういうことについての財政的な援助というものが、当然、これ、制度の中であるわけですから、そういうことについても、被災者に対する今後の援助のあり方として、ぜひ検討をいただきたいと思います。

それから、県の土砂災害警戒情報に対する市の対応ですが、私は、防府市というのは、非常に不十分であったというふうに今考えておりますけれども、テレビなどで、その点について比較をされたのが下関市でありますけれども、ただ、下関市も、土砂災害について、これは避難勧告は出されなかった、7月21日にはですね。7月21日には、避難準備情報というものを18地区に出され、その後、7月24日になって、初めて避難勧告を6地区、約1万4,000人に対して出されたということで、この辺、防府市ももちろんそうですが、自治体全体として、やはり、そういうものが不十分であったと。平成19年6月から、県がこういったシステムを運用し始めたということで、2年間で、十分に、それに対処していないということを残念に思います。

それから、2つ目は、避難勧告のあり方についてですが、先ほどちょっと松村議員も言われましたけれども、現地で、行って調査をするというのが、こういうことで、これからできるのかなというのが、今回の避難勧告の一連の経過を見ていると感ずるわけです。

だから、避難勧告がいいのか、あるいは、先ほど言った避難準備情報というものがいいのか、この辺、非常に難しいところがありますけれども、例えば土砂災害、そういった警報が出れば、当然、すぐ避難準備情報というものを出すと。

例えば、その後、現地に人を派遣をして、避難勧告を出すべきかどうか判断すると、こういったような形で、避難準備情報というものについて、これは私4年ちょっと前の議会で、避難準備情報というものを活用すべきではないかということ、以前に提言をさせていただきましたが、改めて、そのことを感ずるわけでありませう。

今回の場合には、そういう意味で、やはり土砂災害警報が出されれば、避難準備情報は、少なくとも出すべきではなかったかと、こういうふうに思っています。

それから、あまり、これは特に人命については問題になりませんでしたから、このことはあまり取り上げられておりませんが、佐波川については、新橋のところ、国交省の河川国道事務所のテレメーターの水位計があります。これで、水位について今4つの基準があるわけですが、下から水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位という形で、平成19年度から、言葉がこういうような言葉で、市民にもだれにもわかりやすい言葉になってきたわけですが、佐波川の新橋のところは、下から2番目のはん濫注意水位を10何センチ超えるぐらいのレベルでおさまったということではあります。

ただ、これは、防府土木建築事務所が柳川のテレメーター水位を、これを監視しておいて、これが国交省の川の防災情報、あるいは、県のホームページから見ることはできますが、柳川については、7時の時点で水防団待機水位、一番下のレベルを超えたわけですが、8時の時点で1段飛び越して、はん濫注意水位を飛び越して、避難判断水位に8時の時点でなっております。それから、9時、10時には、はん濫危険水位というものを40センチ以上超えるような形で、9時、10時がはん濫危険水位、11時が避難判断水位、12時、13時、昼ごろにまた雨がかなり降りましたが、そのときにまた水かさが増して、はん濫危険水位と。

当然、こういった水位であれば、これについても避難勧告が出されてしかるべきという、こういう数字であろうと思っております。そういうことをひとつ述べて、この点についても注意を喚起しておきたいということと、そういうことで、私は、3番目の、これ課題になりますけれども、災害危機管理というものについて、防府市は、非常に結果として、今回の一連のあれを見ると、おくられているというのが、災害危機管理というものについて非常に

くれているということを感じます。災害の問題というのは、普段、私たち、あまり関心を持っておりませんので、災害の危機管理ということについては、慌てて、どういうふうにか考えればいいのかというふうに整理するわけですけれども、例えば、「災害危機管理論入門」という本を慌てて県立図書館で借りてきましたけれども、「対応から見た危機の特徴」ということで、危機という事態の中で、ほぼ共通して起きていることが、3点を挙げることができるということで、1点目に「高い不確実性（状況把握の困難性）」ということをおかれております。この中では、「危機対応にとって重要な情報が雑多な情報に埋もれてトップまで届かないという事態もよく起きる」と。これを、初めて私、聞く言葉ですが、「情報のグレシャムの法則」というようなことで、災害の危機管理がうまくできないときには、こういうことが起きるといふふうには書いてあります。

それから、「時間的切迫性」ということで、「災害対策本部で指揮をとる人も、突然のことで、何が起きているのかよくわからない中でパニックになり、冷静な判断ができなくなる恐れが強い。その結果、入ってきた情報に反射的に対応してしまったり、かかってきた電話にやみくもに出て、その対応にかかりっきりになったりして、重要な判断・意思決定が遅れたりもする」と。

3番目が、「動員可能資源の不足」ということで、危機対応をする上で、いろんなものの、動員できる、そういった人的、物的資源に限りがあるって、というようなことが書いてあります。

ここに書いてあることは、そっくりそのまま今回の災害に当てはまるような形で、残念ながら、その災害危機管理というものが防府市ではできていなかった。右往左往して、確かに、先ほどの副市長のお話など聞けば、そういう状況の中で大変尽力をされたというような姿はわかりますけれども、やはり組織の体制として、日常的な、そういった体制、そういうものが、防府市はつくっていなかったんじゃないかと、こういうふうに私は感じます。

そういうことで考えていけば、職員の配置ということは、例えば兼務ではなくて、複数の専任職員を配置すべきではないのか、あるいは、独立した課だとか、室にすべきではないかと、こんなことも思いますし、それから、一般職員ということではなくて、専門職員といえますか、災害危機管理、危機管理というふうに言ったほうがいいのかもかもしれませんが、福祉関係であれば福祉の専門職というような人もおられるでしょうし、防府市の中には、化学のそういった専門職員もおられますし、各種技術屋さんもおられますが、そういった専門職員、あるいは、それをしないのであれば、高度な研修を受けた一般職員という人が必要ではなかったのかと、今になって、こういうことを言っても遅いのかもかもしれませんが、

反省をするわけでありませう。

防府市のこれまでの職員配置とか、人事管理は、どちらかと言えは、そういった専門職員というようなことはむしろ置かないで、外部に委託するというのが一つの流れであったような気がいたしますが、こういったところはきちっと考え直す必要があるのではないかとこのうふうに、意見として申し上げたいと思います。

それから、自主防災組織ということについて、7月半ばぐらいですが、県下の組織状態が示されておりました。その中で、防府市と下関市が下2つを争うという数字であったわけですが、その新聞の記事では、下関市は、ただ、体制をつくる、名簿をつくるというだけでは、きちっとした自主防災組織と認めないというふうな形で、県とは違、独自のそういった防災組織の基準をつくっているということで、随分パーセントが低いというふうな記事でありました。

そうしてみると、防府市が自主防災組織ということがおけているというふうな感じもいたします。避難勧告あるいは避難準備情報を出しても、それを受ける側、受ける側がきちっと、また、ないと、これは非常に混乱するという面も報告をされておりますので、この辺も、やはり避難勧告のあり方と同時に考えなければならない問題だろうと思います。

それから、最後にもう一つ、防府市は各種の情報を入手いたしますけれども、気象庁であるとか、国の、国交省であるとか、県の情報であるとかということではありますが、ある意味では、独自の、防府市が情報を持っていないのではないかと、こういう気もいたします。

テレビで、今回の災害について、老人福祉施設について取り上げられたときに、ある老人福祉施設では、その施設で雨量計を整備をして、独自に、その施設です、設置をして、それについて判断をするということをしてされているというふうにお聞きしました。雨量計の数字は発表されますけれども、これは、私、インターネットのホームページで見ると、そういうふうになっているのかもしれませんが、1時間ごとの数字です。もし、1時間ごとの数字しか、国や県から市に入らないということであれば、急を要する対応というものが、私はできないのではないかとこのう思います。

防府市内には、調べてみますと、国のほうで、真尾のほうに1カ所、それから、国衛の国交省の事務所に1カ所、あるいは西浦に気象台の雨量計、県は大平山と野島、それから、県の土木事務所があります駅南町と、こういう形で6カ所の雨量がわかるわけですが、これはみんな1時間ごとの数字しか、ホームページでは公表されておられません。

やはり、これだけ雨の問題が、非常に、なってくれば、防府市自体で雨量計の一つぐらひは設置をして、10分当たりの雨量がどういふふうになっているのか、そういう形で、

非常に、その辺は迅速な対応ということが必要ではないか、こんなふうに思います。

それで、かつて、かつてと言うと、平成11年に、前に高潮の被害がありました。向島地区などがかなり高潮で被害を受けたわけですがけれども、このときには、潮位計の問題、私は指摘をいたしましたけれども、この潮位計は、国の潮位計でありまして、それが県を通じて、市にデータが入ると、こういう形であります。

そのとき私は、国、県と連絡をとって、スムーズに入るようにしてほしいというふうに要望いたしましたけれども、今日考えれば、そういうことではなくて、もっと防府市自体もきちっとした潮位計をつくっておくべきではないか、こんなことを感じました。ぜひ、この辺を報告書としてまとめるときの一つの課題として取り上げていただきたいということをお願いして、質疑を終わります。

議長（行重 延昭君） ここで昼食のため1時間、13時30分まで休憩いたします。

午後0時30分 休憩

午後1時30分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

引き続き、行政報告に対する質疑をお願いいたします。6番、土井議員。

6番（土井 章君） 今回の災害に対する市の対応について、各報道機関から厳しい批評を受けておりますし、私も多くの市民の方から同様の批評も聞いておりますが、一方、消防職員にありましては、職務とは言え、文字どおり、命がけでの救援活動には、頭の下がる思いをいたしております。全員が助かったことについては、日ごろの訓練の賜物と高く評価いたします。負傷された方の一日も早い回復を、全快をお祈りしておきます。

さて、私もお伺いしたいこと、質問したいことは山ほどありますが、今回はきょう聞いておかなきゃいけないことについて、過去のこと、あるいは、将来の対応について数点質問をしたいというふうに思います。

市長は、今回の災害に対する対応のおくれの理由として、想定外の災害であったと発言をしておられますが、どのような情報源に基づき、どの程度の災害を想定されていたのか、お伺いをしたいと思います。

また、県からメールやファクスで送信された情報で、7時40分に土砂災害降雨危険度が、土砂災害発生のおそれが現実の問題として十分考えられる、いわゆるレベル4であると知っていたら、避難勧告等の対応は変わっていたと思うかどうか、お伺いをしたいと思います。

そして、この項では、伊藤議員が午前中に質問いたしました。7時40分に県からレ

ベル4の情報が送信されているというふうに伺っておりますが、総務部長の答弁では、どっかどとまった、上まで上がってこなかったということのようでしたが、どこでとまったのかを教えてくださいたいと思います。

次に、執行部は、発言者がかわっても、「避難勧告は、まず現場を確認して、その確認の上で避難勧告を出すべきか否かを判断する」と言っており、「防災計画にも、そのように明記されている」と発言をされておりますが、避難勧告は、被害の予防措置であって、災害が発生する前に発令しないと、全く意味がありません。現場を確認して、出すか否かを決めるとは、泥棒を捕まえたとの通報を受けて、それをこの目で確認して縄をなう、まさしく泥縄であると言わざるを得ません。

例えば、ライフケア高砂につきましては、12時前後に水が入りだしたという通報が市にあったというふうに伺っておりますが、その時点で全員2階に上がるようにという指示を例えば出しておれば、避難勧告でなくても出しておれば、全員が助かったと思うわけでございます。私の町内会にも1人、おばあちゃんが高砂に入所しておられますが、この方も、幸いにして2階におられたわけですから、助かったという状態でございます。大変悔やまれてならないわけでございます。

右田市上では、14時10分、勝坂では、あるいは、神里では16時10分、真尾下郷では17時20分、そして、ライフケア高砂を含めたその他の地域では24日以降に避難勧告が出されておる。要するに、災害が終わった後に、発生した後に避難勧告が出されておるという状態で、同じ情報を受け取った山口や下関市では、早期に避難勧告が発令されて、おかげさまで山口も防府市と同程度の災害があったにもかかわらず、死者は出ていないという状態でございます、大変悔やまれるところでございます。

こんなばかげた避難勧告はないと思うわけでございますが、そして、どこに、そういうことが書いてあるのか、防災計画を調べてもみましたが、私の能力ではどこにも見つけることができませんでした。防災計画のどこに、そのようなことが記載してあるのか教えてほしいと思いますし、また、そのような防災計画は即刻改定すべきであるというふうに考えますが、いかがかお伺いをいたします。

3点目は、重川議員も質問されましたが、このたび、大金を投じて整備された防災行政無線の屋外放送については、大雨の中で、各家庭の窓は締め切っていたため、全く機能をしておりません。

また、避難所については、例えば指定の小野公民館が被災していたり、そして、小野公民館については土砂は除かれたかもしれませんが、24日の避難勧告の際には、また再度、小野公民館を避難所として指定したり、あるいは、迫戸地区では、目の前に佐波中学校が

あるのに、迫戸は松崎地区であるということを理由に、松崎公民館に住民の方を誘導したというようなばかげた話も聞いております。

また、佐波川のハザードマップでは、平屋建ての施設が指定されていたりとか、いろいろ不都合な点が指摘をされております。今から、台風の季節を迎えるわけですが、応急的にも対策や見直しをする必要があると考えますが、所見をお伺いをいたしたいというふうに思います。

次、4番目は、行政報告でも8月5日から7日まで、右田、小野両地区において戸別訪問を職員が実施したと、大変結構なことだと思いますが、1つ忘れてならないのは、小野地区あるいは右田地区だけではなくて、牟礼地区あるいは大道地区、その他の地区にも土砂が家の中にも入ってきたり、あるいは床上浸水をしたり、生活に困窮している、困っている方は多々あると思いますが、なぜ右田と小野地区だけに絞られたのか、その理由をお伺いをしたいというふうに思います。

そして、次は、伊藤議員が質問されたことに対する答弁に対して、私からも質問してみたいと思うんですが、副市長は、勝坂地区に現地対策本部を設置して、そこで詰めたということですが、さて、現地対策本部をつくることは結構ですが、そこで副市長はどういう役割を果たされたのか、どういう仕事をされたのか、具体的に教えてください。消防は消防、警察は警察、皆それぞれの分野でプロが集まって、作業をしている中で、現地対策本部をつかって、情報収集が市役所の本部と現地の本部と2つに分かれること自体が非常に不効率であるというふうに思っておりますが、具体的にどういうことをされて、どういう効果があったかを教えていただきたいというふうに思います。

それから、これも伊藤議員の質問でございましたが、ハザードマップですが、箇所が多過ぎて、財政的にも難しいという答弁であったかと思いますが、市長は、常々、防府市は13市の中でも行政改革がうまく行って、よそよりは財政状況ははるかにいいんだということをおっしゃっておりますが、ならば、そこより財政状況の悪いとおっしゃっておる山口、下関、岩国、長門、この4市については、もう既にハザードマップをつくっていると。いかに安心・安全というものに対する感覚が違うかということを露呈しているというふうに思いますが、一体、このハザードマップをつくるためには幾らお金がかかるのかを教えてください、というふうに思います。

次は、今後の問題でございます。

ボランティアセンターが社会福祉協議会の肝入りで、7月23日に設置をされて、現在も活動をされています。市長の行政報告の中には、ボランティアという文字が一遍しか出てこないのは大変残念でなりません。私も何日間か参加をいたしました。他県から、あ

るいは他市から数多くの方がボランティアとして参加をしていただいております、本当に心から、お礼の申し上げようがない、このように思うのですが。

ところで、ボランティアセンターの運営には、高度の専門知識が必要であるというふうに言われております。防府市には、過去ボランティアセンターを設置した経験がないため、社会福祉協議会の全国組織や県内他市の社協あるいは民間のボランティア団体の応援をいただいたほか、山口県からも7月23日から8月5日までの間、12名の職員を派遣していただき、センター運営の道筋をつけてもらったというふうに伺っております。将来のためにボランティアセンターの運営のノウハウを勉強するには、絶好の教材であるというふうに思っているわけでございます。

私は、7月の末ですが、右田の被災地で土砂除去のボランティアに参加をしていたとき、市の職員五、六人が被災家屋の消毒にやって参りました。それも、約半数が事務職員でありました。私が考えますに、消毒業務は専門業者に依頼したほうが、はるかに手際よくできると思うと同時に、市の職員はほかにすることがある。なぜ、ボランティアセンターに派遣しないのかと、不思議に思った次第でございます。

ようやく、8月6日から、市も五、六名の職員を派遣しているようでございますが、平常勤務体制になりつつあるならば、五、六名と言わず、できるだけ多くの職員を派遣して、教育をしてはいかがか。きょうからでも派遣してはいかがかと思いますが、所見をお伺いをいたします。

次に、市長は、先週、災害対策本部会議で、職員にそろそろ本来の職務に戻るようにと指示をされたというふうに仄聞をいたしました。

一方、災害復興本部を設置し、被災者の支援に当たるとしてありますが、現在、最も必要かつ重労働なのは、家屋等への土砂流入分の除去ボランティアでございます。県内はるか他県からも多数の方々がボランティア活動で活動していただいておりますが、一昨日の兵庫県や岡山県をはじめとする他県でのゲリラ暴雨災害等を考えますと、ボランティアの確保も、今後ままたぬ状況が来ると想定をいたしますが、市職員も平常勤務体制になるのであれば、ボランティア希望者には積極的にボランティア休暇を与えてはいかがかというふうに思いますが、見解をお伺いして、1回目の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 何点かございましたので、私のほうへの御質問につきまして、私なりの答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、想定外と言うが、どの程度のものを想定したのかと、こういう御質問であったかと思いますが、私が申し上げておりました、特にメディアの方々に申し上げておりました、

その「想定外」という表現は、我々は、御存じのとおり台風と高潮と、そして、1級河川の佐波川のはん濫、これの3点に主に神経が行っていたことは、土井議員もよくよく御存じのことと思うわけでありませう。

そういう意味において、我々の頭の　我々と言うよりも、私の頭の中にある市の災害というものが、台風と高潮と佐波川というのがガンと大変重きを成していたということで、私の頭の中で考えられるという意味においての表現であったと、それを受けとめ方が違っておられて、このたびの土石流の大きさがどの程度であったかと思っていたのかというような御質問かと思うんですけれども、私は、そもそも、そのような形の、あのような突発的に土石流が随所に起こってくるというようなことなどが、私の頭の中にはなかったというふうに御理解をいただけたらと思います。

それから、レベル4であったということを知っていたとしたらどうなのかということにつきましては、ちょっと仮のことで、私もどういふふうにお答えしていいかわかりませう。何ともわからないと、ここのうふうに思っております。

それから、勧告のあり方でございますけれども、現に、私ども、土井議員もよく御存じと思っておりますが、地域防災計画や避難勧告の指示、いわゆるマニュアルというもののの中には、住民の方々からの通報、それに基づいて担当する担当課の者が、そのもとへ出向いて、そして、被害の状況を確認をして、そして、それらについて、今後予想されることなどの伝達を受けて、そこで避難場所を確保し、それから、避難経路、安全な避難経路を確保し、安全な避難の不可能な方には、市でマイクロバスを用意したり、輸送手段もやって、これはもう現に台風の災害のときに、私たちは常にやってきておったことだと思っておりますけれども、ここのうふうな二次災害を未然に、確実に防げるといふ確信がなければ、なかなか私どもの今までの感性、感覚の中で、避難勧告といふような事柄はできなないと、避難場所の確保は電話1本で、避難場所として準備に入りなさいといふことのできるわけですが、住民の方々を、あの土石流が起こっているさなか、それからまた、続いて、第二波、第三波が襲うかもわからないといふ危険性の中、そしてまた同時に、河川が、道にあふれて、その道からまた田んぼにあふれて、どこが道路でどこが河川であるか全く皆目検討もつかなくなっているような、吹きすさぶ荒れた状態の中に避難をさせるといふこと、あるいは、避難しなさいといふような指示をしていく、勧告をしていく、指示をしていくといふようなことは、あの段階ではできなかつた。しかし、今後の対応の重大な教訓とさせていただきますと、ここのうふうに申し上げておるわけでございます。

それから、ハザードマップについて、財政状況が、土井議員がおっしゃるのには、防府のほうがいいといふふうには市長は常々言っておるがと、ここのうことでございますが、そ

それぞれの都市の中でハザードマップも用意されていくわけでありますが、議員も御承知のとおり、私どもは1級河川佐波川の防災マップというものは、他市に先駆け、いち早く、平成12年でしたか、議員の御助言もありして、ハザードマップ、佐波川ハザードマップというものを、防府市はつくっておるわけであります。

そういう観念の中に、さてさて、その佐波川ハザードマップとて、どの程度市民の方々のお役に立てるのかどうなのか、第2の手直しも含めてやっていかなければならないなあというような話をしていた矢先の状況でありまして、これも、今後の重大な、行政における仕事の一つではないかと、このように私は受けとめておるところでございます。

それから、そろそろ本来の業務に戻れと言ったというお話でございますが、これは、災害対策本部の中で復旧に力を入れて行き始めたと同時に、本来業務もあることだしというようなことは申したと思いますが、災害復旧はそっちのけにして、本来業務に帰れというようなことを断じて言うてはおりませんので、どうぞ、その辺の誤解は解消していただければと、このように思っております。

それから、ボランティアセンターの今後のありようについてのことは、また総務部長からも話があるかと思いますが、ボランティアの方々の御活動、御活躍、県内、県外からのたくさんの方々、市内のボランティアの方々、私も可能な限りお声をかけて、お礼を申し上げておりますし、これからも、お礼にも上がっていく中の一つにしていかななくてはならないというふうに考えておりますこと、行政報告の中では、確かにボランティアという言葉は一つしかなかったかもわかりませんが、私は、とても心から感謝いたしているところでございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

答弁の足らないところは担当の部長から答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 現地対策本部で何をしたかと、何に役立ったという御質問でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、対策本部の部長を連れて行きまして、先に行っております水防員のもとに、この部長が現地の対策本部の責任者になるという宣言をして、直ちに避難される方の準備に早く入れたといった効果があるかと思っております。

また、あわせて、消防車両が4台も流されておりましたけれども、その後、現地に行きまして、署長、副署長と打ち合わせをしつつ、要するに、消防団のいわゆる二次被災ですね、濁流の中、ほんとに避難をしているのか、その次の被害を出してはいけないよ、あるいは、行った時点では、消防署員がまだ行方不明で確認できておりませんでした。ついては、手を尽くして、消防署員を早く確認するようにというような打ち合わせも、署長、副署長といたしております。

また、現地からかなり多くの方が避難をされるということで、その辺の、次の二次的な支援について滞りなくできるようにということも、本部に電話を入れております。ということで、私は、現地なりで、それぞれの役割があったのかなというふうに思っております。

なお、高砂におきましては、高砂の100人の入居者の、いわゆる避難が問題でございましたので、県との打ち合わせでは、右田中学校あるいは衛生看護学院へというような打ち合わせがございましたが、現地で、とりあえず、それではもてないということで、いわゆる救急車等で三、四分先の真尾の公会堂を一時待避所にしなさいというような指示等もいたしまして、その辺の待避等が、あの災害の中でスムーズにできたのではなかったかと、それなりの効果があったのではないかと、そのように思っております。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、私のほうから、所管をしておりますところをお答えをいたします。

3点目だったかと思いますが、いわゆる県からの情報はどこでとまったかということでございますが、最終的に、本部に上がってきてなかったのは事実でございます。そこでまた、これからの検証の中で、どういった手違いがあったか、あるいは、どういうルートだったのか、その辺も含めて検証してみたいというふうに思っております。

それから、防災無線につきましては、先ほどもちょっと議員さんのお尋ねにもありましたが、ああいった環境であるなら、かなり、音の聞き取り等、厳しいというの、私どももお話も聞いております。それで、今後どういった改善ができるかも含めて、やっぱりつけたからには機能しなければということもございますので、その辺も当然検証していきたいというふうに考えております。

それから、いわゆる、戸別調査はなんで右田と小野なのかということでございますが、これは、特に被害が大きかったということで優先的に先にやっておりますが、総合窓口は今、市役所のほうに設置をいたしておりますので、市内の方で被災をされた方がいらっしゃいましたら、どうぞ、その窓口のほうにお越しをいただきたいということで、当面、被災者の多い地区に限らせていただいて、現地調査をしたということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、ハザードマップを製作する場合、587カ所というふうに言っておりますが、ちょっと金額につきましては、そこまで詳細に今、詰めておることはございませんので、御理解いただきたいと思っております。

それから、ボランティアセンターの運営でございますが、これは、このたび、私も個人的にも感じたのですが、こういった災害には、そのボランティアの力というのは、非常に

大きな力となったということは実感をいたしました。運営にあたりまして、私どもも経験がございませんですし、全国から、そういったたくさんの方をうまく振り分けるといいますか、ちょっと言葉は適切でないかもわかりませんが、機能するように、コーディネーター、こういった方も全国の専門家もいらっしゃったということの中で、私ども職員も今6名、たしか6名だったと思うんですが、派遣をいたしております。そこで、こういったノウハウも習得できれば、今後、市としても、それらを活用して、また新たな市としてのボランティア組織といいますか、それが可能になればということでございますので、今回のこの経験は、今後大いに役立てたいというふうに考えております。

それから、職員のボランティア活動、いわゆる休暇を利用してはということでございますが、今現在、結構、庁内のほとんどの部署で職員を駆り出しまして、本部、あるいは、災害、今度は復興業務のほうに手当てをしておりますが、実際には、職員については、8月の1、2の土曜、日曜、それから、8、9の土、日、これにつきまして、それぞれ180名と120名、計300名ぐらいの職員のボランティアが、ボランティアセンターを通じて、実際のボランティア活動に参加をいたしております。

業務の中で、ボランティア休暇等を利用してやったらどうかということでございますが、これらも、そういった職員の中に意欲のある者があれば、これもいい経験だというふうに思いますので、そういったことも促していきたいし、もし申し出があれば、そのような対応もしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 議員、ボランティアをされる中で、消毒の件がございました。

委託ということについては、私どもも考えたわけです。しかし、市の職員が、過去の経験から、我々でやるという意味がございましたので、そのあたりで生活安全課、それから、クリーンセンターに任せたといい状況でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 僕は、消毒について答弁を欲しいとは思わなかったんです。消毒をするのは業者に任せて、その空いた分をボランティアセンターに派遣をして、ボランティアセンターの運営のノウハウを、勉強をさせるべきではないかと、そういうことなんです。

今も五、六名出しておるといことですが、その中には臨時職員もおったりというようなことで、将来、果たして役に立つかどうか、甚だ疑問です。きょうからでも遅くない、

あと10名ぐらい出して、ボランティアセンターとはどういうことをしなきゃいけないのかということ、勉強させるべきだというふうに思います。それが教訓であり、検証であり、今後への対応だと、対策だというふうに思っております。再度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、小野地区と右田地区への8月5日からの戸別訪問ですが、災害が大きいところということでございますが、一人ひとりにとってみれば、あるいは、一家族一家族、一戸一戸にとってみれば、その地区で1戸だけが床上浸水、土砂が流れ込んだ人も、小野の中で100戸のうち同じ目に遭った1戸も同じなんです。全く同じなんです。多いところじゃから行く、少ないところじゃから来いというのは、いかがかというふうに思います。その地区の人を侮辱しちゃおらんかというふうにも思ったりもします。再度、答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それから、避難所の欠陥について、例示として、小野公民館あるいは松崎地区の避難所のあり方、あるいは、佐波川のハザードマップにいう欠陥の点については回答をいただけてない。もう緊急でもいいですから、もう台風が来るかもしれません。台風が来て、雨台風であれば、また、再度の土石流があるかもしれません。あるいは、佐波川が切れるかもしれません。早急に避難所の再検討をする必要があるというふうに申し上げましたが、回答をいただけてないと思いますので、回答をお願いいたします。

それから、市長さん、避難勧告に至る手順をるる御説明をされましたが、私の記憶では、私が市に在籍していた時分には、避難勧告は出されたことは一遍もなかったというふうに自分では記憶をしております。あくまで、避難勧告は、災害が起こる前にして、初めて効果を出すものであって、そして、それが確認をしてどうだこうだということが、地域防災計画の中に書いちゃうという話でしたが、私はよう見つけませんでしたので、どこに書いてあるか教えてほしいということについては、答えをいただけてなかったなあというふうに思います。再度教えていただきたい。それが、9月議会での、また質問にもつながっていくというふうに考えております。

ハザードマップにつきましては、何ぼかかるかまだ検討もしとらんと、こういう話ですが、言い方は大変申しわけないですけども、大平山には毎月毎月ロープウェイに5,000万円も、6,000万円も金、突っ込みよるんです。命のほうが大事ではないか、私は思います。早急に、何ぼ金がかかろうと、安全・安心には、金にはかえられません。早急につくられることを、提言をいたしておきたいというふうに思います。

最後に、けさからの質問を聞いておりますと、市長、副市長が両方とも不在のときが午前中に勝坂地区であり、そして、新聞報道によりますと、午後には今度は真尾地区にお二

方とも出ておられたというようなことで、災害対策本部、要するに、戦争で言やあ本陣が、指揮者が1人もおらんというような状態が、割と長い時間続いていたのではなからうかなと。これでは、災害対策本部の体は成さないというふうに思います。深く反省をしていただいて、今後へ生かしていただくようお願いをして、二遍目の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 御指摘いただきましたことに、お答えをさせていただきます。

一番最後の点でございますが、まさに反省の一つではなからうかと、このように思っております。真摯に受けとめて、これからの対応に努めたいと思います。

それから、避難所の欠陥等々につきましての御指摘につきましては、担当の者からまた答弁をいたさせたいと思います。

私どもの方としましては、ハザードマップに代表されますように、佐波川のハザードマップということで、洪水のハザードマップということで頭の中にございましたが、今回あのような事態になりました。587カ所、イエロー地域すべてのことができなくても、第1段階として、レッドゾーンというものが、近々、県のほうからも示されるはずでございます。国直轄の砂防堰堤5カ所、あるいは、県のつくられる砂防堰堤が10数カ所というふうに聞いておりますし、それらのことなどを参考にしながら、重点地域のハザードマップについては鋭意取り組まなければならないと思っておりますが、御発言の中で、毎月5,000万円ずつというようなお話がございましたが、あれは月ではなくて、年ではなからうかと思っておりますので、あえて申し上げさせていただきます。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、職員のボランティアセンターへの派遣でございますが、先ほど申しましたように、今現在6名だったと記憶しておりますが、これ以上出せるか出せないか、ちょっと、お気持ちは十分私どもも察しておりますので、その辺、経験ということになれば、非常に貴重な経験になるというふうに考えておりますので、ちょっと検討いたしまして、できる限り職員の派遣をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、避難所の件でございますが、おっしゃるように、いわゆる避難所として適さないというところも実際にはございました。今後は災害に応じた、いわゆる、佐波川の関係の、例えば河川のはん濫であるならここだと、あるいは、土砂の流出であるなら今度はここがいいというふうに、それぞれ、やっぱり、その災害に応じた避難場所は設定をしなければならないというふうに考えておりますので、これは早急に見直しをかけていきたい

というふうに考えております。

それから、避難勧告等の発令で、職員が現地を確認してということで、どこに書いてあるかということですが、これは、防府市地域防災計画の第3遍第5章第1節、ページは3の5の3というふうになりますが、その中に、「避難の勧告または指示の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある」というふうに記載がしてございますので、我々は、これを現地の調査という、情報の収集ということで判断をしておるということでございます。よろしく御理解をお願いしたいと思います。

それから、現地調査を、右田と小野ということで、被災の大きいところだけでは御無礼ではないかという御指摘ございました。大変私どもの配慮が足らなかったということで、今後、そういった申し出があるなら、我々のほうから出向いて、御説明を差し上げるということとさせていただきたいと思っておりますので、その辺もあわせてよろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） それでは、お願いなり何なりをして終わりますが、ボランティアセンターにつきましては、私も何日間かボランティアに出ましたが、センターにも寄ってもみましたが、いろんな人と話をするのに、大半が他市、他県の人でありました。「よう来ていただきましたね」と言ったら、「いや、うちの災害のときに、いろんなところからお世話になりましたから」と、こういう話でしたが、防府市も大変このたびはお世話になったわけで、今後、全国社会福祉協議会の一員として、あるいは、地方公共団体の一員として、他市で、他県で災害が起きたときには、そういうボランティアセンターにお礼の意味を込めて職員を派遣することもあるし、また、しなければならぬというふうに思いますが、そのときに丸腰、要するに、無知識の者が行ったんでは邪魔になるばかりなんです。やはり、そのためには、今、最高の教材があるわけですから、将来、幹部職員になるぐらいの人間を、どっぷりそこへ行かせて、1から10までノウハウを勉強させるということは大変大事だろうと思っております。臨時職員を含めて五、六名じゃ、何の意味もないんです。ぜひ派遣をしていただくようお願いをしておきます。

それと、今、防災計画の中での云々ということがありましたが、今、その書いてあることを読まれましたが、それは情報収集をちゃんとやれということであって、レベル4の情報が発信されたにも関わらず、その情報のこなし方ができなかったということであって、その項に書いてあるのは、何も通報があったから見に行っ、そうして、実際に崩れちよるから避難勧告をしましょうか、しますまあかということが書いてあるんではない。それ

を、そのように曲解して理解をするということは、大変、間違っていると思いますよ。

あくまで避難勧告は予防措置であって、災害が起きる前にやらなければならない。災害が起きてやったのでは、二次災害に本当になるんです。災害が起きた後に、あそこの道がえかるうか、ここの道がよかるうかといううちに、また二次災害が来たりするんです。あくまで、7時40分に、県のほうから、そういう、もう現実の問題として土砂災害が起きる可能性がありますよと言われれば、8時半に災害対策本部をつくったのなら、8時31分に避難勧告を出せばいいんです。避難勧告を出せばいいんです。そういうことを改めて言っておきたいと思います。あんな変な曲解した解釈をされたのでは、とても、せっかく立派な地域防災計画が全く意味を成さない、枕にもならないというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 先ほどから、初動についてはさまざまな角度から質問等もありました。7時40分に、早い時期に、県、また、気象台等からレベル4の情報が入っていたということで、その件の理解がされていないために、避難勧告が出されたのが14時10分というおくれが指摘されているところでありまして、初動の判断、初動の対応、災害情報の予知力というか、そうした危機管理のなさが、市民の方から指摘されております。そうした声を伺っております。

今後、生かせる災害対策マニュアルにするためにも、このたびのことを教訓にして、検証して、早急な検討をすべきだということで、質問ではなく、強くこの件について要望をしておきたいと思います。

復興対策についてお尋ねをいたします。

先ほどの報告では、住宅の全壊が30棟、半壊が53棟、床上浸水が76棟ということで、あとは床下の報告もありましたが、今、そうした被災をされた方々で、住宅の確保ということで、市営住宅、県営住宅、雇用促進、そして、民間の家賃補助ということで、早い対応をされておられる、この件については評価してはおります。

しかし、入居の期間が原則6カ月ということで、土砂を取り除いて、または、建てかえ、または、大がかりなりフォーム等も中にはおありだろうと思うんです。

そう考えると、この6カ月間という期間というものは非常に短い期間ではないかなということが、そういった声も聞いております。聞き取り調査の中においても、こういった方々の御意見というものもあったのではなかろうかと思えますし、こういった対応について、今後、どう、その辺の緩和施策というか期間を延ばすとか、その辺のお考えについて、まずお伺いをしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 復興につきましては、大変な道のりが予想されるところでございます。

土石流が起こっている現場を私どもは何カ所も見ておりますが、そこに砂防堰堤なり、治山堰堤なりを建設するだけでも数カ月かかるであろうと。それができないことには、その下流域で家を建てかえるとか、あるいは、そこに修理をして住むとかというような状況下でないことも容易に想像できるところでありまして、その間、一時的とはいえ、市営住宅などでお住まいになっておられる期間が半年では、余りにも短いのではないかとということ、私も痛感いたしております。

土石流の災害によつての、今回の事態においての半年間というものは、余りにも短いのではないかと、このように思っておりますので、これが復興本部において重要な課題として、早急に詰めてまいらねばならないことだと、このように考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 今回の件につきましては、配慮を優先していただけたらという、私もそう考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

もう1件、復興についてであります。御承知のように、きのう、きょう、テレビ報道、きょうの朝も地震が静岡でありました。それで、台風9号が本島近くで急激な発生ということで、岡山、兵庫、関西方面に被害をもたらしている報道がされております。大変だなというような思いなわけでありまして、こういった雨台風が大変気にかかるところでありまして、そうした、今後、時期を迎える季節になってまいります。

そこで、復興が急がれておるわけでありまして、その復興に当たって、二次災害といったことが、大変な不安として残されておるわけでありまして。

それで、この二次災害の防止については、早期の対応策というのも必要ではなかろうかと思うわけでありまして、この点について所見をお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 今回の災害の主な原因となりました土石流の発生に伴います二次災害の防止対策というふうに承っておりますが、今回、国交省のほうで、災害を受けた防府市や山口市の現況の調査が行われております。

それによりますと、今回の山腹等に残されたつめ跡について、調査団が入って、その中で、防府市においては37カ所のまだ不安定な箇所があるという報告を受けております。

国交省や県におきましては、この37カ所につきまして、応急的な措置等を実施いたし

まして、まずは、早急な堰堤の整備を図られるというように伺っております。それまでの間、二次災害を防止するために、県のほうでは、センサーによる監視及び雨量計による監視等を実施しながら、復興作業に当たられるというふうに伺っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） この台風9号の接近による雨台風においても、膨大な、今の、この台風というのは、雨をもたらしております。非常に難しい対応を要求するかもしれませんが、二度と二次災害がその地域で起こらないという心構えで、避難勧告または指示においては、そういう災害が人命に及ばないということを肝に銘じて、早急な判断のもとで対応をお願いしたいところで、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） それでは、ちょっと2点ほど質問をさせていただきます。

先ほどの行政報告の後段のほうなんですけれども、市といたしましては、被災された方々が1日も早く元の生活に戻られ、安心して生活されることができるよう云々というくだりがありますけれども、いろいろと、私も被災をされた方々のいろいろとお話というものも聞いてまいりました。そして、実際に、今、家のほうが被害に遭われ、実際に、先ほど山下議員の質問にもありましたけれども、家賃の補助等をいただいて、今、仮住まいをされているという方がたくさんいらっしゃいます。

こういった方々が皆さん口にされるのは、「一体、私の家のところはどうなるのか、これからどうなるのか」ということを皆さん口々におっしゃいます。そういった方々も、「できれば、その地域にこれからも住みたい。でも、そこに住めないのであれば、引越しも早く決断しなければならぬ。そういった判断が、今できずにいる」、そういったことを皆さんすごくおっしゃいます。

そういった中で、そういった被災されている地域の方々に、この地域は、これからどのように、いつごろ、どのように復旧するのか、そして、ここの地域はもう危険だから引越していただかなければいけないというようなことを、早く判断をしていただかなければ、その地域の方々、これからいろいろ負担等もごさいます。そういった部分について、市としてはどのように説明をされていくのかということ、1点お伺いをしたいと思います。

それから、もう1点でございますが、これも行政報告の最後のほうにもございました、これから、市としても、「防災体制の不備な点、あるいは問題点を徹底的に検証し、見直すところは見直し、災害に強いまちづくりの構築に向け、全庁挙げて取り組んでいく所存でございます」ということでございますが、この検証の方法について、市としてはどのよ

うに検証されていくのか、このあたりお聞かせいただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 被災者の方々が、今後復旧がどのようなスケジュールで、どういうふうな方向になっていくのかというような説明について、今後、市はどうしていくのかということでございますが、今回の、先ほどの山下議員の質問でもありましたように、今回、まさに土石流が原因で、各戸に被害をもたらした経緯でございます。

まずは、その原因であります土砂を食いとめる堰堤を、とにかく、その地域に設置するというのが第一前提だと考えております。

これにつきましては、県が実施するわけですが、県の要望によりまして、国が5カ所の堰堤を早急につくるという計画も示しております。

その中で、堰堤の計画をそれぞれ地元の方に説明しながら実施してまいると聞いておりますので、今後、県の事業も並行して動いてまいるといふふうに考えております。

その中で、県の、その計画を示される中で、地元の方に、その計画を説明するとともに、市も今後の計画について、それに合わせた説明をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今後の検証はどういった方法ですかということですが、先ほどから申しておりますように、問題点等はいろいろあるだろうというふうに認識をいたしております。

当然、これらの小さいことについても、多少時間はかかってでも検証しなければなりません。当面、やっぱり9月、10月というのは台風時期でございますので、これらにあわせたことについては即応の考え方でいかなきゃならないということでございますので、例えば、先ほど言いましたが、今後の避難勧告の発令時期等々につきましても、いわゆる積算雨量、あるいは、当日の1時間当たりの予想雨量、こういったことも事前に判断材料として判断をし、できる限り、早い時期で打てるような判断材料等をまとめて、それから、もう1点は情報の漏れがないかということの再検証をする中で、そういった情報の収集のあり方、これらを含めて、台風時期になるまでに、早急に次の手を考えたいというふうに考えております。御理解をいただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 若干足りないところを申し上げますが、今までは、総務課の中の対策室であったわけでございますが、これからは、組織を早急に見直して、一つのしっ

かりした組織体にしていく必要があるのではないかという指示もいたしております。

それから、実は、これはもう数カ月前からの懸案事項だったわけですが、防災官のような形のものを、専門的な、ある程度の知識を保有した人を、いわゆる中途採用という形、あるいは、御卒業をされた方を、また来ていただくということも踏まえてでございますけども、そういう方を配備する必要があるということも、実は指示をいたしていた矢先でもございます。

そういうことも含めまして、見直すべきは見直すというような文言も入れたわけでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） これから検証、ほんと台風の時期もすぐ参りますし、二次災害、そういったものも非常に心配されるわけでございます。

とりあえず、当面はほんと早急な復旧が先決なんでございますけれども、やはり、これから検証される中で、そういった人材の登用等も大切ですが、しっかり、やはり、この外部からの目、そういった専門家の目、そういったものも検証の中にしっかり入れていただいて、今後同じようなことが起きないように、ぜひとも努力をしていただきたというふうに思います。

それから、前後しますが、やはり、被災されている地域の方々、そういった方々の心証というものは、ほんと私たちでははかり知れないぐらいの思いを持っていらっしゃると思います。やはり、行政がこうなりますよという、ほんと、その都度声をかけていただくだけでも安心をされるというふうに思いますので、ぜひいろいろな情報が入り次第、そういった被災地の方々に情報提供をしていっていただきたいというふうに思います。

そして、これは要望になりますけれども、そういった被災されている地域の方々の心配されるのは、やはり、このPTSDといいますか、そういった精神的な部分というのも、これからしっかりとやっぱりケアをしていかなければならないことだというふうに考えております。そういったカウンセラーの方々等、そういった心遣いも、これから、市の復興の中でぜひ取り入れていっていただきたいというふうに思います。そのことを要望して、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員。

8番（大田雄二郎君） 忠恕会の大田雄二郎でございます。

論語の教えによる忠恕、真心と思いやりの心が今回の災害対策には必要です。建設的な前向きな意見として、私は、山口県行政書士会防府支部長として、また、国土交通省認定宅地造成技術者として、7月21日の水害発生後、国土交通省、山口県、そして、防府市

と一緒に、ボランティアで災害地にずっと出て、ボランティア活動をしております。

そして、8月7日に国土交通省のほうから、国土交通省河川局砂防部保全課、そして、山口県と同時発表で発表しました、平成21年7月21日、山口県防府市で発生した土石流災害における直轄砂防災害関連緊急事業の着手について、第二次と、平成21年7月21日に山口県防府市で発生した土石流災害に対し、山口県知事の要請を受けて、既に着手している3カ所、約10.1億円に加え、新たに直轄砂防災害関連緊急事業として2カ所、約6.8億円に着手いたしますと。これにより、国土交通省が実施する直轄砂防災害関連緊急事業の実施は5カ所、約16.9億円となりますと。それで、採択箇所概要は2カ所、計6.8億円は、事業主体が国土交通省中国地方整備局、山口河川国道事務所で、1カ所目は奈美川、1級河川佐波川水系奈美川、事業箇所、防府市大字奈美、事業内容、砂防堰堤1基。2カ所目が素川、1級河川佐波川水系素川、事業箇所、防府市大字大崎、事業内容、砂防堰堤1基。

これが、8月7日、第二次の国土交通省の追加予算ですし、これで、国がやる分は、山口県防府市での直轄砂防災害関連事業、緊急事業の着手については5カ所、勝坂の剣川、神里川、それから、今の大崎の素川、奈美川、真尾の老人ホーム高砂の近くの上田南川、この5カ所ですし、あと、先ほどからお話の出ています、山口県のほうがやってくれるのが、先日8月8日土曜日ですか、私、ボランティアで真尾のほう、行ってましたら、民主党の岡田幹事長、来られまして、松浦市長、一緒に案内されておりまして、真尾で2人亡くなられた大歳神社の南側のほうで砂防ダムを今からやる計画だと、そういうことで亡くなられた方の御遺族の方にも説明されておりまして、私もボランティア作業中でしたけれども、そばで聞いておりました。

また、8月9日は、同じく真尾の大歳神社の南側、山口県知事、二井県知事さんが来られまして、土石流が真尾の山の上から落ちてくるところについても、砂防ダムを今から山口県のほうでやりますと、そういうふうに二井県知事はおっしゃいまして、そのほか、先ほどお話、あります、山口県のほうで10何カ所をやると、これが、今防府市内の被災者にとって一番大事なことなんです。

山の上流から土砂、土石流が流れてきて、住宅の全壊、全半壊、大変な被害を受けております。もう幾ら土砂をかき出そうが、上の、山の頂上のほうの土石流が流れてきたらどうしようもできませんので、その対応を1日も早くやっていただきたいと。

あと、国土交通省については、こういうふうに、もう即日、情報が入ってきますけれども、山口県のやる10カ所以上の砂防ダムとか、そういう情報について、私の手元に入ってきておりませんし、ここにいらっしゃる皆さんの手元にも詳しいことがないと思います

ので、それについて、市長や土木都市建設部長のほう、回答をお願いします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 県が行われる事業につきましては、今、県は要望をしておるといってございませぬ。

この要望について、国の審査を受けて、今後確定すれば、即座に着手するというところございまして、今、その確定が、まだ決定をしてないというような段階でございませぬので、その位置のことについては、県のほうがまだ公表しておらないというような状況でございませぬ。

しかしながら、今、おっしゃいましたように、真尾地区、奈美地区、いわゆる右田地区についても土砂災害、いわゆる土石流の被害で、堰堤を早急に整備をしなければならないという事実は、これは否めない事実でございませぬ。

県におかれましては、その地域において、早急な事業実施に向けて、今努力されておるといふふうに聞いておりますので、その採択になれば、直ちに地元で説明に入られるといふふうに伺っております。

以上でございませぬ。

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員。

8番（大田雄二郎君） 松浦市長にお聞きしたいのですが、死者2人が出た真尾の土石流の被災現場、そこで砂防ダムをこれからやる予定といふふうに、私の目の前でおっしゃいましたけれども、ぜひとも、それは地元としてはやってほしいと。あそこで防府市民の方が2人、土石流で亡くなっておられますし、遺族の方に聞いてみたら、御家族の方も土石流が流れてきたから、土のうを積んでたと。亡くなられた奥さんは、水が入ってこないように土のうをついてたと。そのときに、山の頂上から土石流が流れてきて、流されて亡くなっている。

そういうふうに、もう山の頂上から、今土石流がいっぱいありますので、それについては、早急に砂防ダム及び堰堤をやっていただきたいですし、あした真尾地区の関係者の方も、きょうの防府市議会の、この臨時議会の結果を報告してほしいと、そういうことで、私たち市会議員も現地で説明しないといけませんので、松浦市長の回答をお願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 具体的に下郷の場所を指定された上での御質問でございませぬですが、あの上には、既にセンサーが取りつけてございませぬ。私も、そこまで、400メートルか、500メートル上ですが、上がって、この目で確認をしております。

さりとして、センサーで警報が鳴ったから安全かといふと、そんなもんじゃ全然ないわけ

で、鳥が当たっても、動物が当たってもセンサーは反応すると言われております。

したがって、議員御指摘のように、しっかりした治山堰堤なり、砂防堰堤なりを、国あるいは県の力で、これをつくっていただくことが最も肝要であり、最も急がれることであると、このように私も認識をいたしておりますし、そのほか、田ノ口の一帯なども大変ひどい状態になっておることもよく承知をいたしておりますので、今、土木部長が申し上げましたように、公表できる段階ではないように、ちょっと聞いたわけでございますけども、一刻も早く公表ができて、そして、まずは、それによって安心・安全と、それから、今後の生活設計が成り立つような道筋をお示ししていくことが、私どもに課せられた急ぐべき役割であろうと、このように思っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員。

8番（大田雄二郎君） ありがとうございます。

あと最後に、水道局の方は、局長以下、全職員の方が被災地に水を無料で配っていただいて、被災者である防府市民の人は皆さん喜んでおられますので、この場をお借りして、水道局の局長をはじめ全職員の方にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

なお、水道局のほうで6リットル入りの被災者へのビニール袋よりは500ミリリットル入りのミネラルウォーターのペットボトルのほうがありがたいと、これは、もうすべての被災者がおっしゃってますので、その辺を考慮していただいて、きょうからも引き続きよろしく申し上げます。

以上で、質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 24番、久保議員。

24番（久保 玄爾君） 先ほどからいろいろな議論がなされておりますけれども、この災害対策本部を設置するに当たって、その基準となる雨量の情報というのは、どこから取られたんですか。

それで、もう一つは、災害が発生してからその後に、各地域に避難勧告等が出ましたけれども、そのときも多分雨が降るからということだったと思うんですけど、雨が降るといって、どのぐらいの雨が降るかという情報をどこから入れておられるか、それをちょっとお聞きします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 災害対策本部を立ち上げたのは、いわゆる予報でございます。こういった、今後、雨量がたくさん見込まれると……。 （「どこの予報かと聞いているんです。予報じゃわからん」と呼ぶ者あり） 下関の气象台から発表されます予報でありま

す。

そういったことを勘案いたしまして、今後、大量の雨が予想されるという中で設置をいたしたということでもあります。

議長（行重 延昭君） 24番、久保議員。

24番（久保 玄爾君） 気象台からの情報ということですけど、それは、1時間ごとの情報ですか、それとも、刻々と入ってくる情報ですか、どっちですか。 ちょっと待ってください。もう答えてもらおうと3回目になるから言いますが、実は、ここに消防長、いらっしゃいますけど、防府消防署の南出張所がありますね、西浦に。あそこに、下関気象台から雨量計を置いてくれということで、置いておいて、その雨が降った情報を、すぐ気象台が情報を取って、それを刻々とですよ、刻々と市長に送ってたんです。そういうのがあったんです。

ところが、お金がないということで、紙代が足りないとかいうことで、なくしちゃったんです。最初、設置するときは、そういった緊急事態に備えて、そういう情報が欲しいということで設置したと思うんです。それを外したときは、だれが決裁したか知りませんが、そういったことを、当然予想されたことを、要するに、さっき言いました、皆さんがおっしゃっていた機械の問題ですけど、そんなものは要らないというふうになったというふうに私、聞いておりますが、どうですか、消防長。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） それは、御存じのように新しい庁舎、今の消防本部庁舎、これに観測機器がございます。それで刻々と、位置は違いますけども、刻々と情報は取れるということと、あちらに置いてあった国のアメダスというんですか、そういう機械が直接情報として常に流れておるわけですけども、その途中から、その情報を取り出す、その機械が破れたと、その更新がならないと。今、紙代がどうのこうのと言われたんですけども、その機械の更新がならないということで、なおかつ、ちょうど定期的に新しい庁舎に、そういう測候、当然、雨量も含めて、それが機器が設置されるということで、向こうは廃止したということでございます。

議長（行重 延昭君） 24番、久保議員。

24番（久保 玄爾君） ないんでしょう、それは。あれば、その情報を、災害対策本部にどんどん送ればいいんです。そういうことはしなかったんでしょう。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 災対本部が設置されてどれぐらいの時間だったが、今、あの辺のことを自分でも今、整理しちよる最中ですけども、民間から2つ、それから、気象台

から1つ、それから、北基地の情報ですね、雨量の、それと、私のところの消防本部の情報、これが早い時期じゃったのか、あの3件同時に大きい現場が発生しましたので、前じゃったか、後じゃったか、今ちょっと私自身がわかりませんが、そういう情報は来ておりました。

議長（行重 延昭君） いいですか。24番、久保議員。

24番（久保 玄爾君） 今、災害が起きてから3件とおっしゃいましたが、私は最初聞いたのは、災害対策本部を設置するときに、既に、そういった雨はどんどん降ってくると危ないと。レベル4と同じように、そこに情報は必要なんです。刻々と情報が来るわけですから。1時間に60ミリじゃなくて、もっと細かく来るわけですから、相当な雨が降ると气象台から情報、入ってきているわけですから、それを、後から完成したと今おっしゃいましたが、今後、それを大いに利用して、南のほうがなくなったんで、今度新しくつけたと言われましたけど、それが確かとすれば、それをもっと早く利用するように要望しておきます。

終わります。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 私は、復旧・復興の面から少し要望なりお願いなりしときたいと思います。

先ほどから、いろいろ初動体制といいますか、いろいろな不備な部分等につきまして、御指摘がありました。復旧・復興につきまして、私、災害地の右田に住んでおりますが、右田の自治会では、市の職員さんが大変よく動いてくれたということで、大変感謝をしておるということを、まず申し述べておきます。

そこで、復旧・復興についてですが、おとといですか、ある自治会に行きましたところ、自治会長さんが、山の近くにある側溝のことでちょっと困っているということで、市に連絡されたら、河川港湾課の職員さんが来られたと。現地を確認されて、河川港湾課の職員さんが、これは道路課ですということで、今度は道路課に電話してくださいというお話で、大変御立腹でありました。

単純に考えて、復旧・復興の際に考えられることはすべて想定しながら、両課の職員行けば1度で済む、お役所仕事と申しますが、うちじゃありません、何々の課です。それはその課が連絡をとってくれるならまだしも、そちらで連絡をとってくださいということがありました。ぜひ、その点をきちんと体制を整えて、復旧・復興に努めていただきたいということが1点と、もう1点は、8月のこの5日から、右田、小野の被災地に職員で回られ、いろいろお話を聞いていただいたそうですが、まだまだ情報が的確に伝わっておりま

せん。御承知のように、右田、小野は農村地域でございまして、水田なんかは赤土、土砂で大変被害を受けております。そして、これはどうなるのだろうかということで、大変不安がっていらっしゃる農家の方もたくさんいらっしゃいます。

ちょっと話に聞くところによりますと、激甚災害に指定されれば40万円以上の、被害と申しますか、撤去費用がかかる場合は圃場整備の適用、復旧事業に適用されるということ聞いております。

そういう話も全く被災地の方にも伝わっておりません。一体、これから私たちはどうなるのかと、途方に暮れて、本当に困っていると、私たちも地元としてしっかり回っておりますけど、なかなか情報が、まだ、的確な情報が私にも入っておりませんので、お答えようがございませぬ。ぜひ、そういう部分で、もうちょっときちんとした情報をいち早く、ここにもありますように、「必要な情報を速やかに提供する」とあります。

もっとひどいのでは、この日曜日に、その被災地をずっと回っておりましたら、一生懸命土砂を出していらっしゃいました。どうされたのかなと思って聞いてみますと、土砂の搬入はきょうまでと、きょう過ぎたらとってもらえんから、みんな出しよるということを聞きまして、それは違いますよというお話をしました。

それで、私もうそれを伝えちゃいけませんので、市の方へ連絡をとったところ、瓦れきは9日までと、日曜日までということになっておりますと、クリーンセンターに搬入するのが。それもうまく伝わってないもので、皆さんお疲れの中を、朝早くから一生懸命土砂を出していらっしゃいました。

その点も十分、どういうふうな体制で、これから、復旧、復興をされるのか、その2点についてはあと御答弁をいただきたいと思っております。

それと、きょうの市長の行政報告の中に「被災された方々の立場に立つ」という言葉がここにあります。その前段で、「7月30日から1号館1階総合窓口での受付相談も行ってあります」というのがありますが、私が被災地に回って、いろいろお話を聞いたところ、一番よく聞くのは、今、市に行っちゃよくような場合じゃないと、ここに来てみいと、一生懸命土砂をのけたり、これから、この土砂がどうなるんだろうかと、うちの中を貫通した、家の中はどうなるんだろうかと、もう、その復旧で一生懸命で、市に行って相談どころじゃないというお話をよく聞きます。

ぜひ、先ほども言いました、公平性から満遍なくということが大事だと思いますけど、特に、甚大な被害を出した右田、小野につきましては、また、高齢者もたくさんいらっしゃいます。それが、ここの市までいろんなことで相談に来るとするのも大変だと思います。できましたら、そちらのほうに相談所を設けるなりして、対応していただきたいと思いま

す。

今の3点につきまして、御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 前段のほうは、それぞれ担当のほうから詳細にわたって御説明、御答弁したいと思いますが、一番後段のくだりでございますけども、私もつぶさに、この市役所の1号館の1階の相談窓口で相談を受け付ける、そこへおいでませというような段階ではないよと、とにかく、自分たちのほうから出向いて行くプロジェクトチームをつくらうじゃないかということをお願いしまして、皆違うこと、違うことを聞いて歩くようなことでも困りますので、一通りの教育をして、それなりの人選もして、そして、8月のこの行政報告でも申し上げておりますが、8月の5日から3日間ほど現地をずうっと回って、1カ所で2時間かかったところもあったようでございますけども、いろいろな御要望や一番今お困りになっておられることなども含めて、お聞かせをいただいてきたというのが実情でございますので、決して、困っておる人はこっちへおいでというような対応だけで済ましておるということではないということは、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

それから、対応が、道路だ、河川だということいろいろあったというようなこと、今でも、まだそんなことがあるのかなと思っておりますが、答弁のほうは担当の部長からいたさせたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 先ほどは、河川港湾課、道路課、それぞれ縦割りの考え方で現地を対応しておるという御指摘を受けたわけでございますが、このような災害時点では、そういう事実が現場で起きておるといふことに対しましては、まことに遺憾であるというように考えております。先ほども市長が言いましたように、そういう垣根を払った対応をしていくということが必要であるというふうに考えておりますので、御理解願いたいと考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 農地の被害の件の土砂の撤去の御質問で、1カ所の工事の費用が一応40万円以上、これが災害復旧事業の対象になります。そういった調査を今、職員が3人1組で、4班体制で右田地区、小野地区等に出向いて1戸当たり、今、確認をとり、事情を聞いておりまして、今後の対応について相談を受けておるところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 市の先ほどありました相談窓口の対応が云々と言ってるわけではありません。8月の5日から3日間ですか、対応されたことに対しても当然のことだと私は思っております。これで終わるのではなくて、定期的にこういう体制を組んでお話を聞きに行くなり、また、日にちを決めて相談会を開設するなり、現地で現地の声を聞くという体制をとっていただきたいということを言っております。その点をまずもう一回御答弁いただきたい。

それと、もう一つ、今、田んぼの中の40万円以上ということで災害復旧の対象となると言われましたけど、40万円以上であれば39万9,999円以下はどうなるかというのが大変皆さん、また心配される部分ではないかと思いますが、何か市単独で補助制度を設けて対応しようというようなお考えがないかどうか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 単市のいわゆる39万9,900円といたしますが、40万円以下の対応につきましては、単市の災害で、今、対応できるものについては対応していこうということもあわせて聞き取り調査をしております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 被災された方々の現にお困りのことなど、あるいはまた将来において不安であるような事柄をしっかりと聞き取る必要があるよというお言葉でございます。全くそのとおりだと思っております。ちなみに、今日までは大変な、被害の大きかった小野地区と右田地区の自治会連合会長さん、副会長さん、社協の会長さん方のお集まりを2回にわたって行いまして、その後、今度はそれぞれの地区の全自治会長さん方の御都合のいい日にちに私たちが出向いて、既にこのことも記憶がどうかあれですが、8月の5日と8月の7日に第1回目は完了いたしております。事ほどさように現地に出向いて、現地の生のお声をお聞かせいただくと同時に、即答できる事柄は即答していくという体制をこれからも適宜つくってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） はい、ありがとうございました。それでは、今、市長が言われましたように、現地に赴いてしっかり対応していくと、先ほどから初動対応のことが出ましたが、復旧、復興に当たりましては必ず現地に出向いて、現地主義で対応していただきたいということを強く要望しまして終わります。

議長（行重 延昭君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で市長行政報告を終わります。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて

承認第3号専決処分の承認を求めることについて

議長（行重 延昭君） 承認第2号及び承認第3号の2議案を一括議題といたします。
理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 承認第2号及び承認第3号の専決処分の承認を求めることについて一括して御説明申し上げます。

本案は、いずれも去る7月21日の集中豪雨で市内各所に甚大な被害が発生したことに伴い、平成21年度の一般会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

まず、承認第2号の補正の内容でございますが、避難所開設や災害復旧等に伴い、歳出では、被災者支援や災害復旧に伴う経費を計上し、歳入では、県支出金、繰入金の増額分を計上するとともに、これらの収支差を予備費で調整したものでございます。

次に、承認第3号でございますが、お亡くなりになった14名の方々の御遺族に対する弔慰金につきまして、歳出では、災害弔慰金の経費を計上し、歳入では、県支出金の増額分を計上するとともに、これらの収支差を予備費で調整したものでございます。御承認くださるようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） それでは、市長さんにお尋ねといいますが、御提案を申し上げたいと思います。

今回災害対策にかかわる時間外等の勤務手当、これは合計いたしますと1億3,814万5,000円となっております。私もこれ最初見ましたら目玉が飛び出るぐらい驚いております。通常の業務であるならば、堂々と時間外の労働は請求をしていただいて結構だとは思いますが、通常の業務とは今回、性格が異なり、災害にかかわるものであります。特に、今回の災害は二百年に一度あるかないかの想定外の大災害でもありました。大変この被害に遭われた方にはお気の毒だったと思います。

同時に、対策本部の初期対応の不手際もありまして、14名の方が命を失われ、負傷者が20名、家屋全壊で家を失った方が28件、半壊が53件と、このような甚大な被害が生じております。こういうケースでも法律に従って、いただくものはいただくと、こういうのは職員の良識として、あるいは人間の良識として問題があるのではないかというふうに私は感じております。こういう災害時には、市民みんなで痛みを分かち合うという姿勢が大事だと、このように思います。そうでないと、この災害で太ったのは土木屋さんとの職員かと、こういう批判が市民の間から噴出するのはまず間違いないのではないかと、既にそのような声を私も何件も聞いております。

また、ボランティアの方々との整合性をどう考えるかという問題もあります。これまで連日市内外、あるいは県内外から多くの方がボランティアに参加され、助け合いの精神で働いておられます。中には手弁当持参で頑張っておられるという方もあると聞いております。こういう法律に基づくものでありますから、これを強制するということは非常に困難だと思います。

そこで、私は、職員の良識に基づく自主返納を期待したい、市長にこれを促していただきたいというふうに思います。そして、これを被災者の義援金等として活用していただくことを考えております。

そこで、具体的に市長さんが自主返納の呼びかけをされて、受付窓口をつくって、2割でも結構です。半分でも結構です。全額ならなお結構です。どうか職員の皆さんの良識に従ってこれを返納していただけないかという働きかけを市長にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今津議員の御意見、一つの大変言いにくいことを述べられたと、こういうふうに思っております。胸中はしっかりお察しできるところでありますが、現行の制度等々の中で、職員はそれぞれの職分に応じて身を挺してこの災害の対応と復旧の対応にいそしんでいるさなかでもございますし、全国に同じような立場の公務員の方々もあまたおられるわけでもございます。いろいろなことの中で、本議会において今津誠一議員からそのような大変高邁な御提言があったということをもって、あとは職員のそれぞれの判断の中で、ボランティアにいそしむ者あり、また、ひそかに義援金を寄せる者ありというようなことで、御寛容をいただくことができれば、職員も、もってしっかり、また働いていけるのではないかと、こんなふうにも思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） 職員と言いましても、特に消防のほうはこの中に3分の1入っていると聞いておりますが、命をかけて大変よくやっていただいと、そのことは十分承知をしております。その上で私は申し上げておるわけでありまして、どうか市長さん、働きかけだけはしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 本議会において今津誠一議員からそのような御発言があったということが、何よりも大きなインパクトになるのではないかと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（行重 延昭君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第2号及び承認第3号の2議案については、これを承認することに決しました。

議案第61号平成21年度防府市一般会計補正予算（第7号）

議長（行重 延昭君） 議案第61号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 補正予算説明の冒頭に当たり、去る7月21日の集中豪雨により、亡くなられた14名の方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害を受けられた市民の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

現在、市では全力で災害復興作業に取り組んでおりますが、今後も、国、山口県及び関

係機関の皆様の御協力・御支援をいただきながら、一日も早い復興を目指してまいり所存でございます。

なお、今後の被災状況等をさらに精査し、必要なものにつきましては、補正予算等で追加措置を検討してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第61号平成21年度防府市一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26億6,304万3,000円を追加し、補正後の予算総額を418億315万1,000円といたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように災害援護資金貸付金利子補給にかかわる限度額の債務負担を設定するものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、5ページの第3表にお示しいたしておりますように、災害復旧事業及び災害援護資金貸付事業にかかわる地方債の発行限度額を変更いたすものでございます。

引き続き、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものについて順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、6ページ上段の15款国庫支出金1項国庫負担金の4目災害復旧費負担金につきましては、土木施設災害復旧費負担金を計上いたすものでございます。

同じページ下段の2項国庫補助金の2目民生費補助金につきましては、国の追加経済危機対策事業の交付金として住宅手当緊急特別措置事業費補助金、母子家庭高等技能訓練促進費補助金、子育て応援特別手当事務取扱交付金及び子育て応援特別手当交付金を計上し、3目衛生費補助金につきましては、がん検診推進事業費補助金を計上し、また、9目災害復旧費補助金につきましては、農林水産業施設災害復旧費補助金を計上いたすものでございます。

8ページ上段の16款県支出金1項県負担金の1目民生費負担金につきましては、災害救助費負担金を計上いたすものでございます。

同じページ下段の2項県補助金の4目労働費補助金につきましては、県に創設された緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、今回の集中豪雨で発生した流木等の処理に係る委託料に対する緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金を計上いたすものでございます。

10ページ上段の19款繰入金1項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金につきましては

は、防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例の第9条に財政調整基金は、「災害により生じた経費の財源に充てることができる」と規定してございますので、4億7,000万円の繰入金を計上いたすものでございます。

同じページ下段の20款繰越金1項繰越金の1目繰越金につきましては、平成20年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、6月定例会での計上額との差額を補正いたしております。

12ページ上段の21款諸収入3項貸付金元利収入の2目民生費貸付金元利収入につきましては、災害復旧援護資金融資預託金の元利収入を計上いたすものでございます。

同じページ下段の6項雑入の3目雑入につきましては、市町総合事務組合災害基金処分交付金及び被災した消防車両に係る災害共済金を計上いたすものでございます。

次に14ページ上段の22款市債1項市債の9目災害復旧債につきましては、農林水産業施設災害復旧債、土木施設災害復旧債及びその他の公共施設・公用施設災害復旧債を計上いたすものでございます。

歳入の最後になりますが、同じページ下段の10目災害援護資金貸付事業債につきましては、災害援護資金貸付事業債を計上いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、7月21日の集中豪雨により被災された市民の方に対する生活再建支援対策及び市内各地に甚大なる被害が発生したことに対する災害復興対策並びに国の2009年度補正予算の経済危機対策に関連するものであります。

その主なものについて、順を追って御説明申し上げます。

まず、16ページの3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費8節報償費につきましては、被災者の生活再建対策事業として、多くの個人や各種団体から義援金をいただいておりますが、その義援金の配分委員会を設置する所要の経費を計上しております。

また、同じページ、その他の節につきましては、経済危機対策の離職者支援として、住宅を喪失した離職者等のうち就労意欲のある者を対象に、民間住宅等の家賃の一部を助成する所要の経費を計上しております。

次に18ページ上段の2項児童福祉費の3目母子福祉費につきましては、経済危機対策の子育て支援として、母子家庭高等技能訓練促進費の支給対象期間が、休業期間の全期間へ拡大されたことにより増額補正いたしております。

同じページ下段の6目子育て応援特別手当支給費につきましては、10月1日の基準日において、本市に住民票があるまたは外国人登録されている世帯主であって、その世帯に属する3歳から5歳までの子1人につき3万6,000円を支給する事務費及び特別手当を計上いたしております。

20ページ、4項災害救助費の1目災害救助費12節役務費につきましては、被災者の生活再建対策の一環として、被災家庭から搬出されたりサイクル対象家電に対するリサイクル料を計上いたしております。

13節委託料につきましては、集中豪雨により冠水した右田及び小野地区の未給水地域を対象に井戸水の水質検査委託料及び居室、炊事場、玄関等に土砂などの障害物が運び込まれているため生活に支障を来している場合で、みずからの資力や自力では除去することのできない被保護者や要援護者等を対象に、障害物の除去に係る所要の経費を計上するとともに、被災家庭から搬出された大量の土砂、流木、被災ごみの収集運搬に係る委託料を計上しております。

また、住家が半壊し、みずからの資力により応急修理をすることができない被災者で、一定所得の要件を満たす方を対象に、災害にかかった住宅の応急修理に係る費用のうち、52万円を限度に修理業者へ委託する所要の経費を計上しております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、防府市災害復旧援護資金融資制度要綱に基づき、災害復旧援護資金融資保証料補給助成金を計上し、新たに防府市被災者住宅支援助策補助金交付要綱を整備し、被災者の方が一時的に民間住宅へ入居される場合に、入居日から6カ間の家賃のうち月額4万円を上限に補助する経費を計上しております。

20節扶助費につきましては、防府市災害見舞金等支給要綱の見直しを行い、住宅の被害に応じての災害見舞金を計上しております。

21節貸付金につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、住宅の被害に応じての災害援護資金貸付金及び防府市災害復旧援護資金融資制度要綱に基づき、市内の金融機関へ預託するための預託金を計上しております。

次に22ページ上段の4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費につきましては、今回の豪雨により、大光寺原霊園のうち一部の区画で、墓石が流される等の被害を受け、個々の墓参ができなくなっているため、共同墓参所を臨時的に設置する経費を計上しております。

7目老人保健対策費につきましては、経済危機対策の一環として、一定年齢の女性を対象に、検診手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がん検診料の自己負担を免除する経費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の5款労働費1項失業対策費の1目雇用対策費につきましては、県に創設された緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、今回の集中豪雨で発生しました流木等処理に係る委託料を計上いたしております。

24ページ上段の10款教育費4項社会教育費の3目文化財費につきましては、国指定

の毛利氏庭園及び阿弥陀寺の湯屋の復旧に係る負担金を計上いたしております。

同じページ下段の 1 1 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費の 1 目農業施設災害復旧費につきましては、大平山農道や玉泉ため池ほかの農業施設の災害対策委託料及び災害復旧工事費を計上いたしております。

2 目林業施設災害復旧費につきましては、林道三谷線や堀溝線ほかの林業施設の災害対策委託料及び災害復旧工事費を計上いたしております。

2 6 ページ上段の 2 項土木施設災害復旧費の 1 目土木施設災害復旧費につきましては、道路、河川、公園施設等の土木施設の災害対策委託料及び災害復旧工事費を計上いたしております。

同じページ下段の 3 項文教施設災害復旧費の 1 目公立学校施設災害復旧費につきましては、右田中学校及び右田小学校等の災害対策委託料及び災害復旧工事費等を計上いたしております。

2 8 ページの 4 項その他の公共施設・公用施設災害復旧費の 1 目その他の公共施設・公用施設災害復旧費につきましては、斎場施設である悠久苑の早期復旧に係る所要の経費及び今回の豪雨により使用不能となりました高規格救急車 1 台及び消防ポンプ自動車 1 台の購入に係る所要の経費を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を 2 億 8,074 万 2,000 円といたしております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。9 番、木村議員。

9 番（木村 一彦君） 事項別明細の 27 ページです。土木施設災害復旧費のうち的生活安全課関連で災害復旧工事とありますが、恐らくこれは大光寺原霊園の復旧作業だと思うんです。全体で 4 億 1,200 万円の予算が組まれておりますが、このうち大光寺原霊園の復旧工事には大体幾らの予算をつけているのか、それからまた、それはどういう内容の工事なのか、まずお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 工事費請負の 4 億 1,200 万円のうちの生活安全課分、それから、都市計画分が大光寺原の中に入っております。災害復旧工事費の生活安全課分につきましては一応 2,470 万円、それから、都市計画課災害復旧工事分につきましては 3,530 万円の計 6,000 万円ということになっております。

それで、都市計画課分につきましては、この分につきましては、いわゆるここは墓園でございますので、公園部分を取りかかるということでございまして、園路とか、そういっ

たところの復旧ということになります。

それから、生活安全課分につきましては、一応土石、流木を慎重に撤去した後に墓石の洗浄、それから、墓標、区画の整備までを予定いたしております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） お盆が目前でありまして、特にお墓が土中に完全に埋まったり、あるいは墓石が流されたり、遺骨が流されたりというような御家族の御心痛はいかばかりかとお察しするわけではありますが、現場は、今、立入禁止区域になっております。市関係者に聞いたところによりますと、中には立入禁止にもかかわらず、もちろんお盆が迫ってるということもあるんでしょうが、それを掘り返そうという方々もおられるようであります。これは御心情からすると、無理からぬところもあるかと思いますが、いずれにしろそういう御心配を多くの方々がしておられまして、とりあえず共同墓参所を設けるということではありますが、いつこれが復旧するのかというのは大変皆さん心配しておられるところです。現場を私も遠くから見たんですけど、これ完全に復旧するためには、まだ大平山の上から土石流が流れてきておりまして、これがまたこれから予想される台風、大雨等で、また土石流が落ちてくる危険性、非常にあるわけですね。

そういう意味でも危険地域に指定されてるんだらうと思うんですが、だから、ここを完全に復旧しようと思えば、先ほどからの議論と同じように土石流が落ちてくるのを防ぐ工事をまずやらないと、完全な復旧作業も危険でできないんじゃないかというふうに思うんです。そういう点では、山口県当局に対しても土石流が再発するのを防ぐ工事、堰堤工事になるんでしょうか、そういうものを要望していくことが本当の完全復旧には必要じゃないかというふうに思うんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 今、木村議員御指摘のとおり、この完全復旧につきましては墓園の上部でございます、崩れてまいりました、土石流の傷跡でございますけれども、これをまず食い止めるといことが、まず第一でございます。つきまして砂防堰堤を設置するということが非常に重要なこととなります。このあたりにつきましては、県のほうに我々の市としての要望を十分伝えて、ぜひこれに砂防堰堤をつくっていただきたいということで働きかけてまいりたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 最後になりますが、これは県がどういう返事をしてくれるのかにかかってくると思うので、はっきりした時期はわからないと思うんですけど、大

光寺原霊園の完全復旧が遅くともどのぐらいになるのか、こういう見通しと、それから、もう一つ、その次のページの斎場の復旧工事です。これは私もほかの議員さんと一緒に現地を見ましたけれど、いわゆる焼却がまが完全に中に土砂が入ってだめになっております。これも含めて復旧していかなければならないだろうと思うんですが、この見通しというのはどのぐらいになるんでしょうか、今は亡くなられた方はよその自治体をお願いしてやってるわけですけど、こういう状態がいつまで続くのか、およその見通しが立っていれば、そのこともあわせてお知らせ願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 大光寺原霊園の復旧でございますけれども、まず応急といたしまして、現在、土石流が流れた沢といいますか、そういう形を今、変更して、変えております。そして、中に流れないような一応の応急の措置はとっております。

したがって、大規模な土石流がまた再度発生した場合はちょっと別でございますけれども、当面はこの応急によりまして水の流れはちょっと食い止められているというふうに考えております。今後、県のほうに大規模な、いわゆる砂防堰堤をつくっていただくにつきましては、その時期については今から働きかけてまいりますので、確としたお話は現在のところできません。

しかしながら、この災害に遭って、これを使っておられます、現実の墓を所有しておられます皆様方に大変御迷惑をかけておることにつきまして、我々としてはできるだけ早い復旧を望んでおるというところでございます。

それから、その次の質問でございます斎場の件でございますけれども、この斎場の復旧につきましては、道路がまず寸断されましたので、まずこれの復旧につきまして1週間をかけて苑内に入れるように施したところでございます。土砂を取り除きまして、当面の通行の安全は現在確保されておまして、いわゆる悠久苑の裏側に当たります斜面が崩れておりましたので、これの土砂を撤去、それから、内部に入っておりました、これも土砂、水等を現在撤去して、ほぼ終わっている状況にございます。

今後はこの中の清掃を行いまして、1カ月程度かけてこの中を乾かした状態にするのがまず第一番と、それから、中の修理改修にかかるということで、それから、一、二カ月かかるのではないかとこのように考えております。我々としては、当初申し上げましたように3カ月から100日ということでお話ししておりますので、これに間に合いますように、できるだけ努力はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 最初に今回の集中豪雨によりお亡くなりになられた方に謹んで御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの市民の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

災害復旧関連2点と経済危機対策2点を質問をさせていただきます。

最初に、4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費の13節委託料20万円、今、同僚議員が御質問されましたので割愛をさせていただきますけれども、心情としてというお言葉もありましたが、市民の皆様の御心痛を思うと居ても立ってもおれないのではないかと推察をいたします。

先週末、市より御案内をいただきました。私どもの墓もあるものですから、御丁寧な文書が届きました。8月8日から17日、霊園内に応急措置として共同の墓参所を開設されるということでございました。私は、ここで心配をしておりますのが関係者の墓参も例年より大変多くなるのではないかと思います。駐車場もそんなに広くはございません。そういったことから、駐車場の問題も出てくることに対してどういうふうに対応されるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。これが1点目。

それから、2点目でございますけれども、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費、委託料、工事請負費で8億5,000万円計上されております。これは大平山農道の復旧費が含まれているということでございますけれども、この復旧の見込みと、また、山頂の農園の利用者が市内にたくさんいらっしゃると思うんですけれども、楽しみにしておられる夏の野菜の収穫等の御心配もあるかと思うんですが、農道が通れないということで不便を感じていらっしゃるのではないかと心配をいたします。その対応をどうされるのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、経済危機対策、2点でございますけれども、3款民生費2項児童福祉費6目子育て応援特別手当支給費19節負担金補助及び交付金1億4,400万円が計上されておりますけれども、これは第一弾に続き第二弾となる今回の経済危機対策、この対象者の数、また、実施時期等を含め、今後の流れをお聞かせいただければと思っております。

それから、経済危機の2点目でございますけれども、4款の衛生費です。老人保健対策費13節委託料、子宮がん検診委託料、乳がん検診委託料、それぞれ計上されておりますけれども、対象者がそれぞれ何人いらっしゃるのか、また、開始時期や受け入れ先の病院等の体制、今後どのように啓発をされ、どのように取り組んでいられるのか、お聞かせいただければと思っております。

以上、4点にわたり質問させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 御順にお願いします。生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 大光寺原霊園での今回の、いわゆる盆の間の墓参でございますけれども、確かに議員御指摘のとおり今回の事故がございまして、大変多く皆さんが参られるというのは我々としても予想しているところでございます。

しかしながら、この地域の駐車場につきましては、我々としても非常に苦慮しておるところでございまして、今現在、担当のほうにも指示しておりますけれども、何らかの措置は考えていかなければならないというふうに思っております。特に、交通安全の面から、このあたりは非常にたくさん車が上がった場合に、非常に狭い地域がございまして、現在、そのあたりの指示をいたしておりますので、それなりのものをつくってやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今、大平山農道の災害の件で、山頂部に市民農園がございまして。そちらに上がる、いわゆる交通手段がなくなったということの中で、交通手段としては大平山ロープウェイ、それを利用してになるかと思っております。そういった中で、ここで今、ロープウェイのいわゆる割引、減免というか、そういったところも今、検討をいたしております。できるだけ、十分な私どものほうから支援なり協力ができないかもわかりませんが、やれることは協力してやらせていただくというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） まず、子育て応援特別手当の件ですが、対象者3,850人と見ております。予算計上は多少増やしておりますが、実数はそれぐらいです。それと、実施時期ですが、10月1日からになりますが、まず当面ドメスティック・バイオレンスの対象の方をまず把握して、その方たちに手当をした後に同時並行で対象者に通知をしていくということを考えております。

それと、次の老人保健対策費ですが、乳がん検診と子宮がん検診ですが、子宮がんが約3,500人、乳がん検診対象者が約4,200人でございます。これも10月1日から開始になりますので、この予算が通りましたら、すぐクーポン券、あるいは健康手帳等を印刷しまして10月の初めには配りたいというふうに思っております。

なお、対象の医療機関、ちょっとそれ全部把握しておりませんので、また次の機会ということで、はい。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 霊園の問題でございますけれども、交通渋滞、また、車の接

触事故、いろいろな心配なことが予想されます。そういった意味でも安全対策をしっかりとっていただいて、お盆の間のお墓参りがスムーズに、また、御遺族、また、見守られていらっしゃる御家族の心情をしっかりと酌んでいただいて対応していただきたいと思います。また、これからの作業工程についても手掘りで行うなど丁寧な対応、また、最善の作業工程で、お骨を本当心配していらっしゃる市民の方に対しての対応をよろしく願いをしたいと思っております。

それから、農道の復旧を待たれている市民農園をお持ちの方に対してでございますけれども、ロープウェイの利用ということもございました。しっかり無料等のサービスの考えも含んでいただいて、復旧になるまでのこの間、市民農園を持っていらっしゃる方が楽しみにしていらっしゃる収穫のお手伝いをしていただければと思います。ぜひとも無料サービス等のお考えをお酌み入れしていただきたいと思っております。

それから、子育て応援特別手当に関しては、ドメスティック・バイオレンスの方たちに対して丁寧な対応をしていただけるということで了解をいたしました。

最後に、女性の健康支援の大きな柱になるがん検診の予算も計上していただきました。このがん検診は本当に女性の健康支援にとって大変重要な施策でございます。受診率向上の絶好の機会ですので、今後の啓発にも積極的なお取り組みをよろしく願いをしたいと思っております。

1つだけ重ねて御質問をさせていただきますけれども、墓園のことでございますけれども、最善の作業工程での復旧をということで要望させていただきましたけれども、具体的な考えがあれば教えていただきたいということ、これを最後の質問にしたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 大変御心配をかけております墓園につきまして、手掘り等という御提案もございました。このあたりは十分に視野の中に入れておりますし、特に大きい石とかもございませう。このあたり機材等を入れることについて、やはりこのあたりは慎重に考えてまいらなければならないというふうを考えております。その手法につきましては技術職員とも十分に協議しながら、最もベストな方法を考えていきたいと、それから、使用されていらっしゃる皆様方にもそういった形で、どういうふうな方法がいいのか、また、お尋ねもしなければならないかと思っておりますし、また、説明会等も十分にやってみりたいと、そして、御意見もお伺いしたいというふうを考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 私どもの家に届きました御案内状にも書いてございました。

現在、作業方法について、国、県と協議中でございますということ、また、着工時期、工程が決まり次第、御連絡をさせていただきますという文面がございました。これを一番、そこにお墓を持っていらっしゃる市内外の皆様は御心配のことだと思います。とにかく真心中、丁寧な対応をよろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） それでは、3点ほどお尋ねをいたしますが、まず1点は、斎場悠久苑の復旧でございます。御案内のとおり、施設内にも土砂が流入して使用不可能、使用ができなくなって262が寸断されておりますので、とても難しかったかとは思いますが、現在、山口市、そして、周南市の御好意により、無料で嘉川、仁保、徳地、新南陽の斎場を使わせてもらっているということをお伺いします。先ほどの木村議員の質問で、災害の復旧の見込みですけれども、土砂の除去がほぼ終わって、今から1カ月程度で乾かすと、そして、修理で一、二カ月かかる。一、二カ月とは相当差があるわけですが、炉の修理については、修理をすることになるのか、あるいは新たな炉にかえることになるのか、まずその辺をお伺いをいたします。

それから、第2点は、予算書の21ページに計上されております家屋障害物除去委託料の400万円、これには一部継ぎ足し単独があるものの、補助対象については全額県の補助金ということになっており、また、住宅応急修理委託料も52万円を限度に5,200万円、100戸分が計上されております。内容をお伺いしますと、生活保護世帯等の要支援者、要保護者対策のようでございますが、まず1点は、家屋障害物除去、いわゆる土砂、流木等の除去ということでございますが、一刻も早い除去が望まれるわけですが、なぜ専決処分で予算措置をしなかったのか、あるいは現在、除去作業がこの事業を使っただけの作業はどの程度まで進んでおられるのか、もちろん工事はしてないと思いますが、対象事業者の選定作業等はどのようになっているのか、きょう予算が通れば、あしたからすぐ工事にかかれる状態になっているのかどうか、お尋ねをいたします。

この事業の対象家屋は、ボランティアの対象から外すべきであって、そのあたりの選定作業によって、まだ選定作業、終わっていないで、間違うて 間違うてと言ったらおかしいですが、本来なら補助対象になる家屋をボランティアでやってしもうたんじゃ健全な家屋がその分だけおくれるという弊害もあるわけですが、そういう意味から、まず質問をしたいというふうに思います。

それから、これは事務的なことですが、ちょっと1つお尋ねしてみたいんですが、住宅応急修理委託料ですが、これも要支援者の大規模な家屋の損壊に対して修理費

を委託料で組んでるということですが、私の経験からいたしますと、市の所有の家屋でもないのに委託料ということになると、直営の事業になるわけですが、委託料で措置するのはいかなものか、本来なら補助金ではないかという思いがしておりますが、その辺の考え方を聞いてみたいと思います。

それから、3点目ですけれども、先ほども行政報告に対する質疑で、ボランティアセンター、あるいはボランティアのことをるお尋ねいたしました。私が伺った範囲ではボランティア、向こうがやりよるんじゃからみたいな感じのところはちょっと見受けられなくもなかったわけですが、その一端として、先日中国雑技団が公会堂で公演をしましたが、そのとき中国雑技団の公演のための駐車場の確保ということで、ボランティア関係の車両を締め出そうとした。締め出そうとしたというか、一時期締め出されたのかも知れませんが、それについて市外のボランティアの人から、防府市は文化が大事なのか、民生安定が大事なのかというような質問も受け、私の女房もそこにボランティアで行ってあったんですけれども、ちょうど民生委員の幹部の方が文化振興財団にどなり込んで何とか解決できたというようなことも聞いておりますが、事ほどさようにボランティアに対してどの程度、防府に理解があるのかなということが若干気がりではありますが、そんな意味を込めてちょっと質問してみたいんですけれども、7月23日に社会福祉協議会はボランティアセンターを開設して、市の片腕として休日なしで、全力で対応されていることは御案内のとおりでございます。

そこで、社会福祉協議会は潤沢な資金を持っているわけでもございませんが、一方ではスコップ、長靴、一輪車などなどのボランティアセンターへの資機材の調達経費もかなりの額がかかっているのではないかというふうに思いますし、また、ボランティアの方々にはボランティア保険を掛けているというようなこと、さらには先ほど今津議員がおっしゃいましたが、市の職員には時間外勤務手当もちゃんと払われる、これは僕は当たり前のことであって、払わんほうがおかしいというふうには思っておりますが、事ほどさように社会福祉協議会の職員にも当てはめなければならないというふうに思いますが、このたびの補正予算では社会福祉協議会に対するそういったもろもろの経費に対する市の予算措置が全くなされておられません。このことに対する市の考え方をお伺いをいたして、第1回目の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 御順にお願いします。生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 市の悠久苑の斎場でございますけれども、これの火葬炉設備の復旧について全面的にやりかえるのか、それとも補修で済ますのかというお話でございました。これにつきましては、現在、きょうからプロジェクトチームといいますか、

これ専属の技術者で組織しております。これの中で、全体のものを変えていくのか、それとも補修程度で済むのかというのは確認していきたい。ただ、見積もりの中で出てきております中では、補修程度で済むのではないかという考え方があるということでございます。以上でございます。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、住宅の応急修理につきましての委託料、本来なら補助金ですべきではないかというような御質問に対してお答えいたします。

この制度は災害救助法にのっとりまして、県が実施しております制度であります。県が定めた実施要領に基づきまして、今、行っていこうとするわけですが、その中に県が事務手続のフローを示しております。このフローの中にも市と被災者と委託業者というような流れの中で、被災者の方が業者に見積書をいただきまして、それを市に提出され、市のほうが応急修理依頼を委託業者に出すというシステムになっております。そういうことで、この予算措置としては委託料でいいというように判断しております。

また、県に確認しておりますが、県も委託料での計上は構わないというような意見を確認しているところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 家屋障害物の除去委託料でございますが、専決か補正対応ということですが、土井議員さんのお考え、もっともとは思いますが、この件に関しましては従来の方針との整合性などを慎重に検討する必要がありましたので、判断するのに時間がかかりまして、専決ではなく補正対応とさせていただいたものでございます。

それと、把握なんですけども、今5日からチームをつくって回っておりまして、そのまとめをいただきまして、その中の要援護者で、なおかつもう既に土砂がのいとるところはいいということで、要援護者、要保護者の中で、まだ土砂が残っている方については対象になるということで、いわゆる除去していこうというふうな考え方を持っております。

それと、ボランティアなんですけども、ボランティアでやられる必要はないということでございますが、ボランティアの方々というのはそういうことまで恐らく考えられなくて、目の前に土砂があったらやっていただけのだろうと思うので、その辺はちょっと私はこのままでいいのではないかなというふうに思っております。

それと、次のボランティアセンターへの支援でございますが、現在、ボランティアセンターの予算といたしますが、歳入は日赤から300万円程度の支援が今来ておるそうです。それと、ボランティアセンターが独自に支援金というのが集まっておるそうで、それが数

十万円程度あると、それで今いろいろ資機材を買っておられますが、いわゆる職員も毎日10時ぐらいまで残業しておるといことで、大変御苦労をかけております。それと、ボランティアの保険も1人260円ほど1日にかかりまして、相当な金額になります。今回この臨時の分には入れておりませんが、一応9月の定例の議会にこれを計上しようと思っ、今つくってはあります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 最後の項につきましては了解をいたしました。まず悠久苑の修理ですけれども、今からプロジェクトチームをつくって、どねえするか、あねえするかを検討するということですが、一方、私の町内会にもそういう事例があったんですけども、町内会の方の場合は徳地の山奥まで行ったそうですが、要するに、遺家族の方は霊柩車代、バスの借り上げ代、あるいはタクシー代等々が、もろにその齋場までの金がかかるとるわけです。市民感情といたしましては、262の仮設橋が完成するのが約1カ月後ということが言われておりますが、大体そのころになったら悠久苑も使えるのではなからうかいのというぐらいの期待感を持っております。

市にとっては、こういうことを言っ、いいかどうかわかりませんが、山口も周南もただでやってくれるし、銭は要らんし、まあそねえ急ぐことはないでというような心はないとは思いますが、完成まで余りにもかかるようであれば、少なくとも霊柩車の運送賃、あるいはバス、タクシー代等の運賃補助を考えるべきではないか、要するに、1年が12カ月だとすると、もう既に3週間がかかり、今から1カ月程度で乾かし、最大限2カ月かかるということは4カ月かかるわけで、約1,000人、1年間にそういう事態が生じたとすれば、300人ぐらいの方々がそういう思わぬ負担をかるうことになるので、それに対する補助を出す気はないかということをもまず1点お伺いします。

それから、家屋障害物除去の委託料でございますが、先月でやってもよかったんじやけども、慎重に判断ということでしたけれども、少なくとも補助対象経費は全額国費か県費か知りませんが、いずれにしても、県の予算を通ってくるわけですから、そんなに慎重に判断することもなく、一刻も早い復旧が望まれるわけですから、専決でやっ、てしかるべきであったというふうに思いますし、また、言いかえれば、本来ならそういう補助事業でやれる人のところにボランティアの方が入れば、まだ田ノ口なんか、相当おくれてるんですよ。ボランティアの方は一般の方のところに行き、こういう補助事業でこういう対象者の方に行けば、一日も早く作業は終わるんです。片方、補助対象のほうがちんたらちんたらしちよって、知らん間にボランティアの方が本来なら補助金が取れるところに行っ、てし

もうたということでは何にもならんわけですよ。少なくともボランティアの方は、大半の方がボランティアセンターを通じて行っていらっしゃる。少なくともボランティアセンターには、こことここは公費でやるから、ボランティアセンターの人は行かんでいいよというぐらいの指示はすべきではないかというふうに思いますが、いかががお尋ねをします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 今、斎場、できるだけ早くということは、我々としてもそのあたりは十分に考えておることで、一日も早い復旧をしたいというふうに思うところは議員も御理解いただけるというふうに思っております。

それで、今おっしゃったようにタクシー代の話までは、ちょっと思いが至っておらなかったというところが現状でございます。ただ、私どもが思うのが、通勤が迂回路となり、通勤が遠回りになられたという方とか、それから、262、それから、山口防府線あたりも一時不通となって、迂回した人、それにまた防府のホテルに泊まられて通勤を余儀なくされた人など、そういう方もたくさんいらっしゃるわけですね。

そういったことで、四半世紀に一度と言われる未曾有の状況の中で、大変皆様方に経費についての御負担をお願いしているということが、さまざまところで御負担いただいているところが正直なところでございますので、御理解をいただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 障害物の除去でございますが、まずどうしても時間がかかるのは対象者がどなたか、その家がどういう状態であるかと、その方が、対象者ですけども、いわゆる床上浸水等の対象者がどこにあるか、その方がどういう状況であるか、いわゆる私どもの計画では、いわゆる要保護者、あるいは要保護者等となっております、それに等とは何かということで、要援護者まで含めようということなんですけども、大変幅が広うございまして、それをつかむのに大変時間がかかる、そのうちにどんどんどんどんボランティアが入って、もう半分以上はなくなっていると、そうすると、その中でも当然要援護者がおられたかもしれませんし、恐らくおられたと思いますが、そうやってどんどんどんどん進んでおるといってございまして、いわゆるボランティアがやる必要はないと言われても、なかなか時間的な制約がありますので、どうしてもおくれるということになってしまいますので、どうか御了承いただきたいというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 最後の質問になりますけれども、悠久苑で言いますと、私も262が開通するまでは、それはしょうがなかろうと、262が破れちよる間は悠久苑が何ぼう使えても行かれんわけですから。だけど、要するに、4カ月も、トータルしてかかるのであれば、少なくとも市民感情からしたら262が使えることになって、悠久苑の戸口まで行けるんなら、それまでに直してほしいと、それができんのなら、そのぐらいの補助金は出してほしいという思いです。何だか、今、高速道路で通勤しよる人もおりゃ、ホテルに泊まっちゃう人もおるっておっしゃいましたが、多分その人たちも262が開通したときには全くその必要はなくなるわけで、私はその後の対応を言っとるわけです。

ここで答えは要りませんが、ぜひ検討していただきたい。例えば、水道未給水地域の水質検査までされるのであれば、これも同じことだろうというふうに思っております。

それから、ボランティアのことですけれども、8月の5日から8月の7日までと、先週の金曜日で調査は終わってるわけですから、少なくとも、おおむねここがどのぐらいの災害に遭って、この人はおよそ対象になるかならんかというのは課税課行きやすすぐわかる、あるいは市民課に行きやすすぐわかると思います。長時間かかるわけはないんです。長時間かかるんじやったら、徹夜してでもやりゃええんです。一日でも早く除去してあげることが民生安定には一番大事なことです。ちんたらちんたらしないで、全力でやっていただくようお願いをして、それが健全なところへのボランティアが入って、健全な家屋も健全といったらおかしいですけど、要支援でない人の家屋も一日も早くきれいになるということにつながりますので、そういう対応をしていただくことをお願いして質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 事項別明細書で言いますと、20ページ、21ページ、3款民生費4項災害救助費1目災害救助費の中からですが、まず1点目、13節委託料の一番上にあります、今、ちょっと話が出ましたが、水質検査委託料についてであります。当初県のほうから5,000円で検査をしますという紙が個別に届きまして、それに申し込んだという方もいらっしゃった後に市が無料をやりますよということで、かなり混乱もあつたんですが、さらに市が無料でやりますと言ってから、1日、どうも市内で50件しかやる能力がないということで、かなりこの検査をしてほしいと、もちろん無料になったわけですから、特にしてほしいという需要があるにもかかわらず供給が追いつかないということで、かなり混乱を起こしておりますが、こんなことになった理由はまず何なのか、教えてください。

それと、2点目、同じページですが、19節の負担金補助及び交付金の被災者住宅支援

対策補助金であります。民間住宅に、御自宅、全壊、半壊、また一部損壊のような方が御入居されるときに4万円の補助という話ですが、聞くところによると、不動産業者を通さずに民間住宅をお借りになった方にはこの補助を適用しないということを私、お聞きしたんですが、これは事実でありましょうか、この2点についてお答えください。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 井戸水の臨時水質検査の件でございますけれども、議員御承知のとおり、当初県の保健所を通じましてお願いしておりました、これ5,000円ということで有料でやっておりました。余りに要望が多いということで、水質検査について毎週水曜日やっておりました、その事業所さんをお願いしまして、水曜日、お願いをしておったんですけれども、それが週の中で水曜日しかないということで、たくさん有料で増えたところがございましたので、毎日やれるほうがいいだろうということで、ほかの業者さんにかえたわけです。ほかの業者さんにかえて、その業者さんが持つておられるのが1日、検査等には時間を要しますので100個が限界ですよという状況でございました。それで、私どもの防府市としては一応100個はプールしておるわけです。そのうちの40個程度が右田のほうに回っておりまして、小野のほうに回ってるのが60程度、それから、問題になりますのが、申し込まれた方が容器をプールされるというケースが出ます。すぐに返していただくと順繰り回せるんですけれども、そういうちょっとアクシデントが起こっておりまして、容器が戻ってこない、必要なのに戻ってこないという状況がございまして、そのあたりが当初混乱を催したところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 被災者の住宅支援対策の補助金につきまして、不動産業者を通さなければ対象にならないというようなことを聞いたがということでございますが、この制度において借家であろうが、また、個人の持ち物であろうが、その賃貸契約がきちっと証明できれば、これは対象になるということでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） まず、水質検査の件ですが、1日100個が限界ということで、これは業者さんに委託されたということなんですが、どういう選び方、これ入札なんでしょうか、入札する際に検査の能力、能力というのが、1日幾つできるかという能力も考慮に入れてやられたのか、単に安いところにしたのか、このことをお聞かせいただきたい。

それから、家賃補助の件ですが、事実認定ができれば出すということによろしいですね、今のお答えは。それであれば結構ですが、私に言ってこられた人は、不動産会社を通さないと出ませんよということを市の方に言われたというふうに言って、私のところに訴えてこられましたので、そこは正しい情報を市民に伝えていただきたい。特に、被災者に伝えていただきたいということをお願いしておきます。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 水質検査の件でございますけれども、伊藤議員御指摘のとおり、まず能力的には変わらないわけです。

ただ、1週間全体というんですか、毎日やっていただけるというところが違うわけですね。片方は水曜日だけということでございますので、毎日やっていただけるほうが処理はたくさんできるという考え方です。それと、コストの点でございます。若干こちらのほうが安うございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） せっかく、これも救済措置の一部に入るんでしょうけども、をつくって、さらに混乱を招くというのはちょっとばかばかしい話で、そういうことがないようにしていただきたいと。

最後に、1点だけ聞きますけども、先に県の業者で5,000円支払われてやられた方、この方に、例えば、単市で後から助成というのか補助というのかわからないですが、そういったものがあるのかだけ聞いて終わります。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 返還の件でございますけれども、補助か返還かという話になるかと思うんですけれども、そのあたりにつきましてはすぐには申し上げかねますけれども、後日そのあたりのところは実施してまいりたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 補正予算書（7号）、17ページ、社会福祉総務費でございます。その上から4番目、報償費6万8,000円でございますが、これは義援金の配分委員会の委員謝金だと思います。議案説明会のときにメンバーは5名と、それで、4回程度実施するというふうにお聞きいたしました。これ、今、順次義援金が寄せられている途中だと思いますけれども、この委員会はいつごろからをめぐりに開催予定されるつもりなのかということをお聞きしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 今、義援金の第1回目の募集は8月末までとなっております。これを今2カ月程度延ばしていこうということで決裁を受けてやっておりますので、10月末までは義援金は受けられるような格好になると思いますが、まず決めなくちゃいけないのがどういう方に義援金を配っていくか、それ等を決めなくちゃいけない、金額の前にですね。

それで、それがいくと、金額がある程度確定した時点で、一遍で配るか、あるいは二遍で配るか、そういう方法も決めていかなければならないと、その全部、委員会の中で決めていくわけでございます。私ども、今、考えておりますのが、実はきのう推薦文をこの間申しあげました市議会議長さんあてとか自治会あてとか、全部出してありまして、18日が一応期限ということでお願いをしております。

ですから、18日には推薦が出てくるとは思いますが、一応8月末までで一応の、全額の金額が確定しますから、その分が決まりましたら、ちょっと議会との兼ね合いもあるんですが、できれば9月中に第1遍目は開きたいと。後、決まったことによって二遍目、三遍目をいつ開くかというのを決めていきたいというふうに考えておりますので、まだ第1回目次第ということになります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 今部長がお答えになりました、まさしく基準でございますね。これを明確にして配分をしていただきたいということでございます。参考まででございますが、現在、現時点、きょうでも、あるいはきのう、おとといでもいいんですが、どのぐらいの額になってるか、参考までにお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 8月10日現在で締めておりますのが、全体で1,379件の6,140万4,616円ということでございます。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それでは、配分の基準ということは先ほど申しましたけれども、その配分方法の中で被災者に仮に配分していただけるということがあるとすれば、早目の配分というのをできることならやっていただいて、被災者の復興に役立ててもらいたいということ要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

13番（田中 健次君） 先ほど土井議員がちょっと聞かれた内容とダブるわけですが、20ページ、21ページの災害救助費の中の13節委託料、家屋障害物除去委託

料の400万円についてですけれども、先ほどからのお話で要援護者、要保護者を調べてやっていくというような、そういった事業のあり方だったと思うんですけれども、これ、事業のあり方としてどうだろうかと思いますが、建築課の住宅応急修理委託料については52万円で、100戸分をこれ今、予算化してるわけですね。これについては今度、配置する、応急修理という形で市民に募集するというのか、周知をするという形なわけです。他方、家屋障害物除去委託料については市民にこういう制度があるということを周知をしないでどうもやるというふうに私には思えるんですが、そういう事業のあり方というのはちょっと基本的におかしいんじゃないかと、やはりきちんと所得の条件だとか、そういうものがあれば、それを示して、あるいは要援護者だとか、そういうような条件をきちっと示して、市民に周知をして、むしろ募集をすると、募集をするということであれば、募集を受けたところは、オーケーが出たところは直ちにそれで事業が進むということでありまして、ちょっとその辺について、どういう形で、これについてそういうふうになるのか、ひとつ説明をいただきたいと思います。これが1点です。

それから、もう一つは、この予算を執行するという形で、災害ということなので予算が議決する前に、回覧というようなものが準備されて、出ておって、これはこれで別に今回のようなことですからいいわけですが、こういったものについて災害総合相談窓口というところで、どの程度の説明がしていただけるのか、例えば、この中で生活再建支援という形で、基礎支援金で、全壊であれば100万円いただくと、これは社会福祉課の社会係が窓口で、それで、加算支援金ということで、建設とか購入だったら200万円、補修だったら100万円と、こういうようなものがあるわけですね。これについては財団法人都道府県会館が直接、市を通らなくてされるということのようですが、それと並んですぐある応急修理、これは災害救助法に基づいてするわけですが、これについては半壊以上で52万円以内という形で、これが予算で出てるわけですね。

先ほど土井議員が聞かれましたように、この2つの制度は非常に似ているようで似ていなくて、応急修理制度のほうは、これは言ってみれば現物給付、先ほど言ったようにそういう形で委託料になってると、それで、生活再建支援のほうは金銭給付というような形があるとか、そういったところをかなり丁寧に、これを、制度の違いとか、これ見ると社会福祉課とか建築課と、それぞれ分けて書いてありますが、相談窓口で、先ほど市長の行政報告の中で、たしか三原議員が現地に出向いて行って、その辺の窓口の対応、相談をしっかりとしてほしいというのがありましたけど、ある程度そういうことを、複数の課にまたがるようなことを熟知してるような形で総合相談窓口で対処してもらわないと、なかなか、あっちの課に行ったり、こっちの課に行ったりということになりゃせんかというような気

もして、この辺が総合相談窓口の、今度、この予算を実施していく中で、相談窓口というのが非常に大事なものになると思うんですね。

ざっくりばらんに言えば、あなたはこの制度とこの制度とこの補助制度を組み合わせることができるとか、そういうのをコーディネートするような形の窓口でないと、被災者の方にとっては、非常に縦割りの行政の姿が映るということではよくないと思いますので、この辺についてちょっと私、もうちょっと現状をつかんでおりませんが、御回答いただければお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） まず、障害物除去の委託料についてでございますが、いわゆる災害救助法が適用されますと、障害物の除去というのが補助対象になってきております。これを見ますと、いわゆる生活に支障を来している場合には自力で除去することのできない方について対象になりますよというふうになってます。それと、私どものつくっております災害のときの防災計画の中に障害物除去というのがございまして、この対象者につきましては、ここで被保護者、要保護者等と、こういうふうな一応記載が書いてありますので、この等の中に要援護者を入れたというのが実情でございます。

それと、今の、パンフレットの中にこれが入っていないというのは、決して隠したわけではなくて、先ほど申し上げましたけども、いわゆるこれをやるという決定をしたのが随分とおくれました。いわゆる悩んだ末の結果でこれをやろうということになったんですが、そのときには原稿のほうは刷り上がっておったような状況、あるいは刷っておったような状況なので、間に合わなかったというのが実情でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第61号については、

原案のとおり可決されました。

議案第 6 2 号平成 2 1 年度防府市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議長（行重 延昭君） 議案第 6 2 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 議案第 6 2 号平成 2 1 年度防府市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、集中豪雨の災害復旧に係る経費を増額補正しようとするもので、この経費の増額に伴う消費税及び地方消費税納付額の減額補正をあわせてお願いするものでございます。

まず、予算第 2 条に定めております業務の予定量につきましては、建設改良事業の事業費を 1 0 億 4 , 9 4 2 万円に改めようとするもので、この業務量の変更に伴い所要の補正をお願いするものでございます。

予算第 3 条に定めております収益的収入及び支出の予定額につきましては、水道事業費用を 3 5 8 万円に減額補正しようとするものでございます。

予算第 4 条に定めております資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を 1 億 3 , 5 2 0 万円、増額補正しようとするもので、あわせて、資本的収支不足額の補てん財源についても、それぞれお示しいたしておりますように改めようとするものでございます。

第 5 条につきましては、予算第 1 0 条として、企業債償還の財源とするため、予定される当年度利益剰余金のうち 7 , 9 2 0 万円を減債積立金に処分しようとするものでございます。

詳細につきましては、2 ページの平成 2 1 年度防府市水道事業会計補正予算実施計画にお示しいたしているとおりでございます。

主な被災状況につきましては、人丸配水池及び上木部配水池ののり面崩落や施設破損、勝坂地区配水管路の破損や流失等でございます。管路の被災や停電等に起因する断水につきましては、7 月 3 1 日に仮復旧を完了いたしております。

なお、3 ページ目以降につきましては、今回の補正に伴う所要の調整をあわせて行っているものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第62号については、原案のとおり可決されました。

意見書第4号豪雨災害の復興支援に関する意見書

議長（行重 延昭君） 意見書第4号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。4番、河杉議員。

〔4番 河杉 憲二君 登壇〕

4番（河杉 憲二君） それでは、意見書第4号豪雨災害の復興支援に関する意見書の補足説明をいたします。

防府市では、7月21日の豪雨により、市内各所で土石流が発生し、土砂災害により14人もものとうとい命が奪われました。また、国道262号をはじめ、数多くのインフラが損害を受け、また、全壊、半壊等の被災家屋は800軒を超え、さらに数多くの農地が土砂に埋まるなど甚大な被害を受けました。

被災後、災害救助法が適用され、救援復旧に向けて国、県をはじめ、他の自治体やさまざまな企業、ボランティアの皆様など多方面から心のこもった支援、御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

防府市といたしましても、被災者の救済や被災地の復旧に向けて懸命に取り組んでいますが、今回の豪雨による災害の被害は余りにも甚大であり、防府市単独で全面的に復旧、支援を行うには、財政的にも人力的にも困難な状況にあります。

山口県におかれましては、二井知事や島田議長が7月27日には上京され、今回の災害に関して国への要望等、速やかに対応していただき、大変感謝いたしておりますが、以下の事項について特段の御配慮をお願いするものでございます。

要望事項の、大きく2点ございまして、1点目といたしましては、国に激甚災害法の適用を強く要望していただくことと、2点目は、被災者、中小企業者、自営業者、農林水産

業者の支援にかかわるものでございます。

以上で意見書第4号の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第4号については、原案のとおり可決されました。

議長（行重 延昭君） 以上で、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成21年第5回防府市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後4時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年8月11日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 田 耕 治

防府市議会議員 河 杉 憲 二